

---

# 令和3年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和2年6月

長野県  
長野県議会

長野県市長会  
長野県市議会議長会

長野県町村会  
長野県町村議会議長会

---



日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、県民の暮らしや経済活動に深刻な影響を及ぼしております。現在、県内の感染状況は落ち着いてきているものの、今後は、第2波、第3波に備えた感染症対策と社会経済活動を両立させながら、経済再生に向けて取り組んでいく必要があります。

また、昨年発生した令和元年東日本台風は本県に甚大な被害をもたらしました。被災された方々が、一日も早く日常の生活を取り戻していただくことができるよう、復旧・復興に全力で取り組んでいるところです。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げますとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のおり提案・要望いたしますので、令和3年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年（2020年）6月

長野県知事 阿部 守 一  
長野県市長会長 加藤 久 雄  
長野県町村会長 羽 田 健一郎

長野県議会議長 小 池 清  
長野県市議会議長会長 小 泉 栄 正  
長野県町村議会議長会長 下 平 豊 久



# 提案・要望事項 一覧

- 1 令和元年東日本台風により被災した中小企業等に対する支援について …… 1  
(経済産業省・中小企業庁)
- 2 被災者生活再建制度の拡充等について …… 3  
(内閣府)
- 3 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について …… 5  
(国土交通省・農林水産省)
- 4 インフラメンテナンス予算の確保について …… 7  
(国土交通省・農林水産省)
- 5 未来への投資、社会資本整備予算の確保について …… 9  
(財務省)
- 6 令和元年東日本台風災害に係る国庫補助金の早期割当について …… 11  
(財務省・農林水産省)
- 7 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充について …… 13  
(環境省・国土交通省)
- 8 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について …… 15  
(総務省・内閣府)

<b>9</b>	<b>新たな過疎対策法の制定と過疎対策の充実について</b>	……	<b>17</b>
	(総務省)		
<b>10</b>	<b>電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金分)の延長について</b>	……	<b>19</b>
	(資源エネルギー庁)		
<b>11</b>	<b>自治体間連携の推進について</b>	……	<b>21</b>
	(総務省)		
<b>12</b>	<b>CSF及びASFへの対応について</b>	……	<b>23</b>
	(農林水産省)		
<b>13</b>	<b>新たな時代を見据えた森林・林業イノベーションの創出について</b>	……	<b>25</b>
	(農林水産省・林野庁)		
<b>14</b>	<b>地域公共交通の充実について</b>	……	<b>27</b>
	(国土交通省・環境省)		
<b>15</b>	<b>本州中央部広域交流圏の形成について</b>	……	<b>29</b>
	(国土交通省)		
<b>16</b>	<b>世界を魅了する観光地域づくりの推進について</b>	……	<b>31</b>
	(観光庁・総務省)		

<b>17 医師の確保について</b>	.....	<b>33</b>
（厚生労働省）		
<b>18 地域医療構想の推進について</b>	.....	<b>35</b>
（厚生労働省）		
<b>19 保育士の確保について</b>	.....	<b>37</b>
（内閣府・厚生労働省）		

# 1 令和元年東日本台風により 被災した中小企業等に対する支援について

【経済産業省・中小企業庁】

## 長野県の状況

### ● 被災事業者の復興支援について

- ・令和元年東日本台風による県内商工業関係の被害は、**925件、被害総額817億4,400万円**に上り、県内産業に甚大な被害をもたらした
- ・このうち、**中小企業等における被害は、888件、464億1,600万円**に及んでいる
- ・被災者の生活と生業の再建のため、**被災事業者の状況に応じ継続的な復旧・復興支援**が必要

#### 取組

#### ○ 中小企業等グループ補助金

- ・被災した中小企業者等の施設復旧等の費用の一部を支援（補助率：中小企業者等 3/4、中堅企業等 1/2）
- ・令和2年4月28日までに、23グループの認定及び20者の事業者に対して補助金交付決定（約200者をグループ認定済み）



工場浸水（外観）



店舗内

#### ○ 地域企業再建支援事業補助金

- ・中小企業者の事業再建・再構築に向けた、復旧や販路開拓等の事業に要する費用の一部を支援（補助率：3/4）
- （令和2年4月28日現在、25件の交付申請を審査中）

#### ○ 長野県中小企業融資制度（経営健全化支援資金）

- ・被災した中小企業等の設備資金、運転資金等への優遇措置を設定
- ・令和2年3月31日までに116件に融資を実施

#### ○ 被災事業者の復旧支援を行う商工会・商工会議所の連携支援

- ・被災地域を所管する商工会・商工会議所に応援派遣される他の商工会・商工会議所所属の経営指導員の派遣旅費等を県独自に補助（定額補助）

#### 【長野県内商工業関係の被害額】（令和2年2月28日現在）

項目	件数 (件)	価額 (百万円)
総被害額	925	81,744
うち 中小企業 中堅企業 みなし中堅企業	小計 888	46,416
	工業(第二次産業)	307
	商業(第三次産業)	561
		27,304
		19,112

※長野県産業労働部調べ

## 【中小企業等グループ補助金を活用した復旧事例】

製造業の例

小売業の例



(復旧前)

(復旧後)

(復旧前)

(復旧後)

### 課題

- 被災事業者の中には、**事業所移転や建替工事が今年度中に完了しない者がいる**
- 加えて、**新型コロナウイルス感染症の影響**による部品調達の遅れや営業活動の自粛等により、復旧・復興が長期化
- 被災地域を所管する**商工会・商工会議所**では、**グループ補助金をはじめ災害復旧に係る業務が著しく増加しているが、商工会・商工会議所の運営経費に対する補てん措置が講じられていない**

### 提案・要望

#### 1 中小企業者等の復旧・復興支援への継続的な財政支援

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ補助金)等、被災事業者の復旧・復興に向けた支援制度について、事業者の被災状況に応じて、復旧・復興が完了するまで継続して財政支援すること

#### 2 商工会・商工会議所に対する国庫補助制度の創設

被災した小規模事業者等の災害復旧支援のために、商工会・商工会議所等において臨時的に増嵩する経費に対する国庫補助制度を創設すること

# 2 被災者生活再建制度の拡充等について

【内閣府】

## 長野県の状況

### ●被災者生活再建制度の拡充等

- 令和元年東日本台風では、長野県内において、全壊1,083世帯、大規模半壊・半壊2,768世帯の被害が発生（令和2年4月8日時点）
- これまで、法の適用の対象にならない半壊世帯や一部損壊世帯に対し、県独自の支援を実施

### 取組

#### ○県・市町村共同による被災者支援

国の被災者生活再建支援制度の対象とらない被災者を対象に  
県と市町村が共同して独自に以下のとおり支援を実施

##### ・信州被災者生活再建支援制度

住宅が半壊した世帯へ50万円を支給（単身世帯は37.5万円）

支給実績：1,955件（支給率 97.4%）

##### ・災害見舞金

住宅が床上浸水した世帯へ10万円を支給

支給実績：252件（支給率 97.3%）

##### ・被災者支援ガイドブック

被災市町村が被災者に対して支援制度を紹介するための基礎となる

被災者支援ガイドブックを作成し、被災者へ支援メニューを周知

##### ・家電製品等の支給及びあっせん

住家が半壊以上又は床上浸水の判定を受けた住民税非課税世帯又は生活保護世帯へ家電製品を支給

また、イオンリテール（株）と県が連携し、全国で初めて生活に必要な家財（家電製品や生活用品など約90品目）について、

被災者限定価格で購入できるカタログを作成・配付



【令和元年東日本台風の住宅被害】



【被災者支援ガイドブック】



【家電製品のあっせん】

## 課題

### ■ 被災者生活再建支援制度

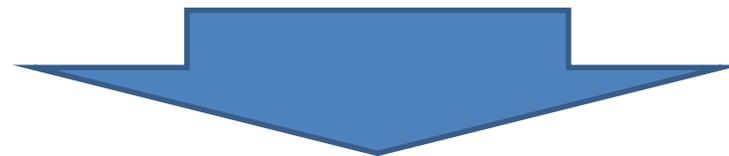
- ・支給対象が大規模半壊までとなっており、半壊への支援無し
- ・同一市町村で全壊10世帯以上等の要件があるため、適用除外の恐れ
- ・同じ災害でも市町村によって適用、非適用が生じることから不公平

### ■ 応急修理制度

- ・大規模な水害では、住宅の乾燥や業者の確保等に時間を要するため、**応急修理の完了には長期間必要**
- ・住宅の**応急修理と応急仮設住宅の入居は併用できない**ため、被災者にとっては大きな負担

### ■ 被災者が支援メニューを選択する現行の制度

- ・被災者にとってわかりづらく、早期の生活再建方法の決断につながらないといった悪影響



## 提案・要望

### 1 被災者生活再建支援制度の拡充

支援金支給対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」世帯にも拡大すること  
また、床上浸水被災者を幅広く救済できるよう、半壊に係る査定要件を緩和すること

### 2 応急修理制度を廃止し、被災者生活再建支援制度に上乗せ

応急修理制度を廃止し、相当分について被災者生活再建支援制度に上乗せすること  
現行の複雑な制度を解消し、修理による住宅再建を行う被災者に応急仮設住宅等の安全・安心な住まいを確保できるようにするなど、総合的、抜本的な見直しを図ること

# 3 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

## 長野県の状況

【国土交通省・農林水産省】

### ●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- 近年激甚化する豪雨災害、頻発する大規模地震などに備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進

#### 取組

- 本県は、**急峻な地形、脆弱な地質**により、古くから大災害に見舞われてきた地域であり、**明治期より防災対策に力を入れてきた**



昭和36年6月中川村

三六災で廃村となった四徳地区



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



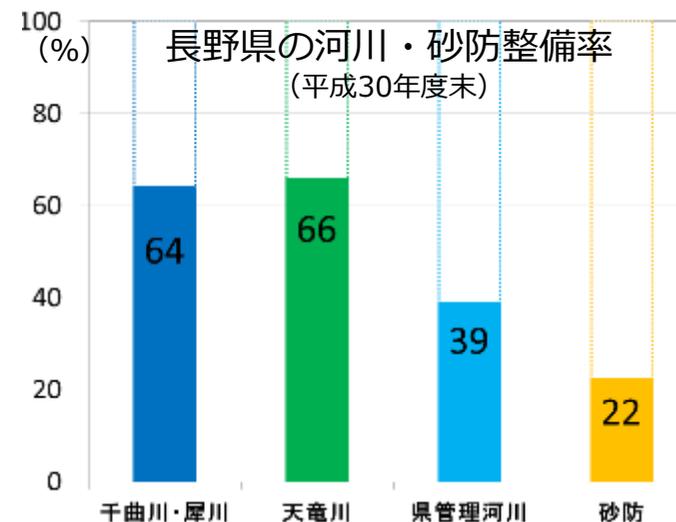
平成29年5月飯山市

砂防堰堤により土石流を捕捉  
⇒本砂防堰堤がなければ、下流の人家25戸、J R等に甚大な被害



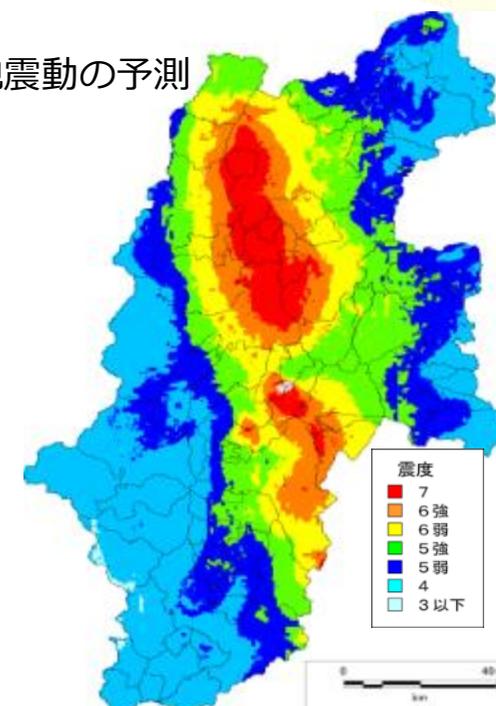
- 現在は、**長野県強靱化計画**（平成30年3月策定）により、**ハード・ソフトをあわせた対策を推進中**
- このうち、ハード対策について**対策箇所5年間の整備目標を公表**しつつ、計画的に対策を実施中
- 令和元年東日本台風災害からの復旧・復興に**着実に取り組むため、「台風第19号災害からの復旧・復興方針」を策定**

⇒被災者の生活再建からインフラの復旧、さらに被災地の復興に向けた取組を提示



千曲川・犀川：直轄完成堤防整備率（長野県内）  
天竜川：直轄完成堤防整備率（愛知・静岡含む）  
砂防：土石流危険溪流整備率

地震動の予測

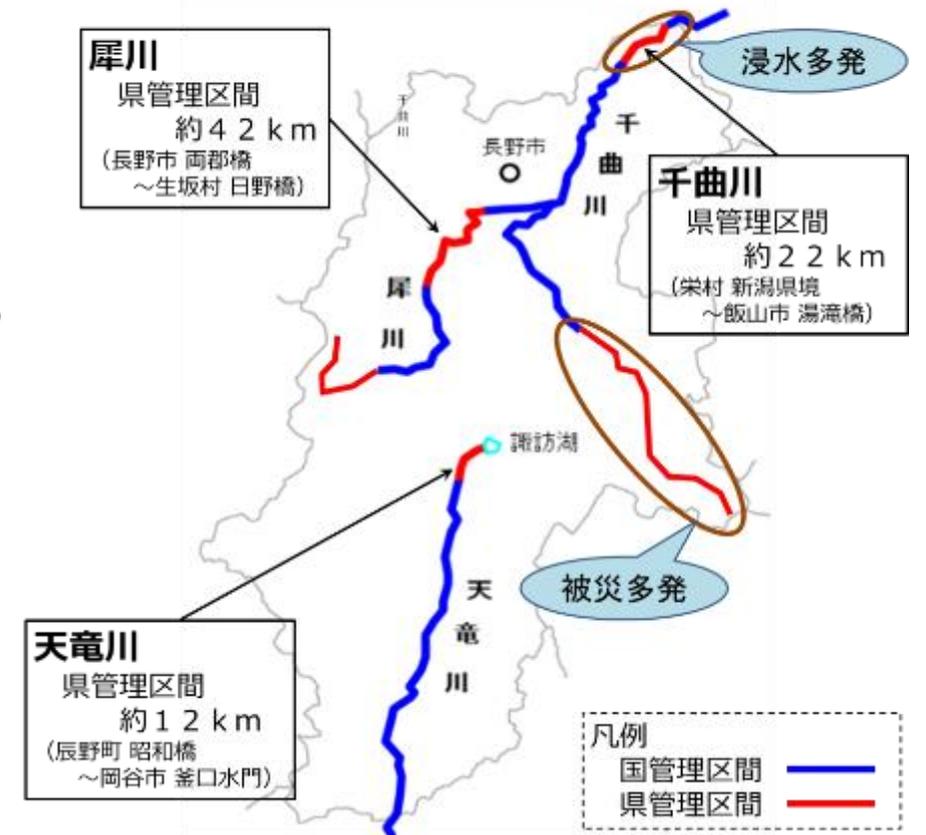


糸魚川静岡構造線断層帯

## 課題

- 今回大規模な災害が発生した千曲川をはじめ犀川、天竜川について、日常的な河川管理、洪水時の災害対応を的確に行う必要があるが、**国管理区間と県管理区間が混在**（いわゆる中抜け区間）
- 大河川などで、降雨が終わってから時間差で到達する洪水についての**長時間先の予測情報の提供**が必要。また、既存ダムにおける事前放流や流域住民への緊急時の情報伝達を的確に実施するには、**予測精度の向上**が必要
- 被災箇所が膨大なため、市町村は緊急調査に時間を要した。特に町村は**技術職員が不足・不在**のため、**技術的な支援を求める声**が多数
- 降雨を伴わない道路法面崩壊や河岸高5割に満たない出水での河川護岸被災などは、**異常天然現象として認められない**ため、地方単独費での復旧となり、**大きな負担**となっている

### 「中抜け区間」について



## 提案・要望

### 1 防災・減災、国土強靱化の強力な推進

激甚化する豪雨災害や、近年頻発する大規模な地震に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、制度の拡充・要件緩和を行い、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災のための予算を継続的に別枠で確保するとともに、国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債と同様の財政措置を講じること

コロナ収束後の経済のV字回復や地域の活力を取り戻すため、景気の下支えとなる公共事業について、安定的かつ持続的に予算を確保をすること

### 2 千曲川、犀川、天竜川の国による一元管理

(1) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、国による一元管理とすること

(2) 緊急時におけるダムの事前放流や住民への情報伝達を的確に行うために、水系全体における長時間先の洪水予測の精度向上に向けた取組を進めること

### 3 信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの推進

直轄による千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進と、関連する県の河川関連事業の予算を確保するとともに、県、市町村が取り組む流域対策やソフト対策への支援を実施すること

### 4 TEC-FORCE・MAFF-SATや権限代行による地方公共団体への支援強化

今後もTEC-FORCEやMAFF-SATの派遣や国による権限代行などを通じて地方公共団体の災害復旧を全面的に支援できるよう、地方整備局及び地方農政局の定員・体制を継続的に拡充・強化すること

### 5 災害査定における採択基準の緩和

気象条件等から国庫負担法の対象外の災害箇所も、被災の規模や状況により国庫負担法の対象にできるよう採択基準の緩和を図ること

# 4 インフラメンテナンス予算の確保について

【国土交通省・農林水産省】

## 長野県の状況

### ● 老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- ・ 建設後50年を経過する社会基盤施設が、2033年には道路橋の約63%、トンネルの約42%、河川管理施設の約62%、下水道管渠の約21%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み
- ・ 今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- ・ **着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、インフラメンテナンスのための**財源確保の議論が必要**

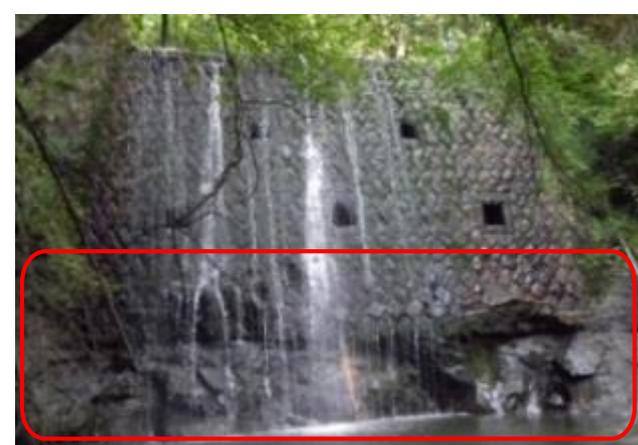
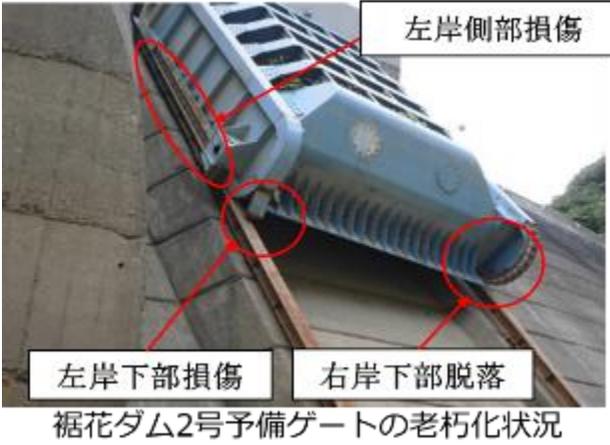
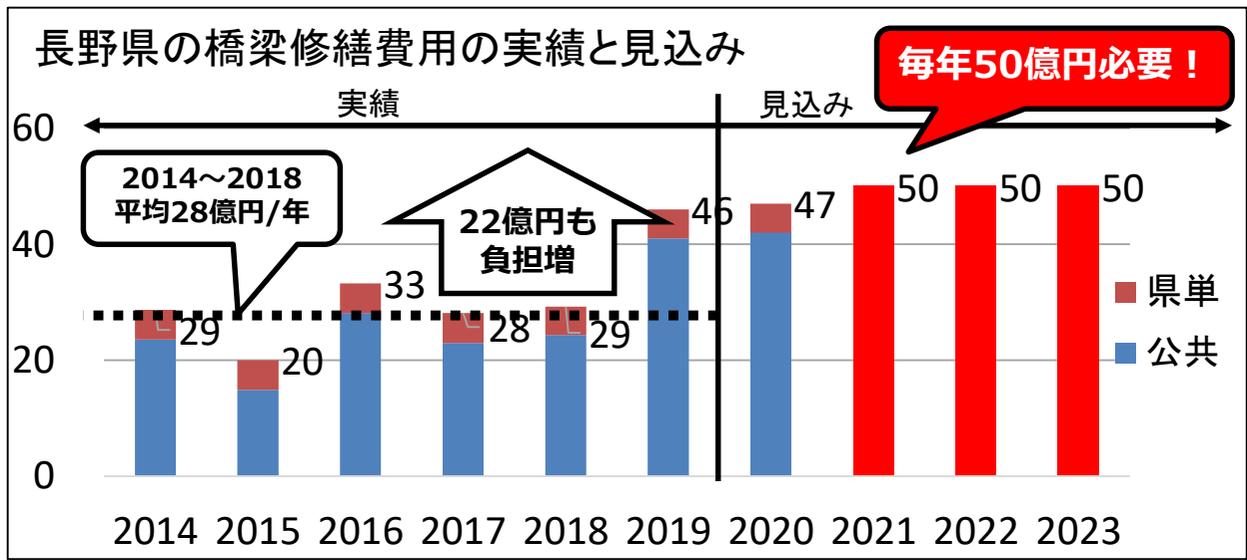
### 取組

#### ○ 道路施設

- ・ 橋梁・トンネル等の法定点検は平成30年度で一巡目が完了
- ・ 橋梁では約25%が早期に措置を講ずべき状態
- ・ 今後5年間で、県管理橋梁の約900橋もの修繕が必要な状況
- ・ 約900橋の修繕費用は、およそ**250億円**
- ・ 5年間で完了させるためには、**年間50億円**の予算が必要
- ・ 舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題

#### ○ 河川施設

- ・ ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画を策定**  
⇒ **予算の不足により計画に沿った維持管理・更新に遅れ**
- ・ 計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、**早急な堆砂対策が必要**  
**県管理17ダム中、4ダム（裾花ダム、奥裾花ダム、湯川ダム、松川ダム）で計画堆砂ダム100%超**



## ○砂防施設

- ・平成30年7月豪雨を受け、**石積砂防堰堤の緊急改修**を実施
- ・**緊急浚渫推進事業債**を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

## ○下水道施設

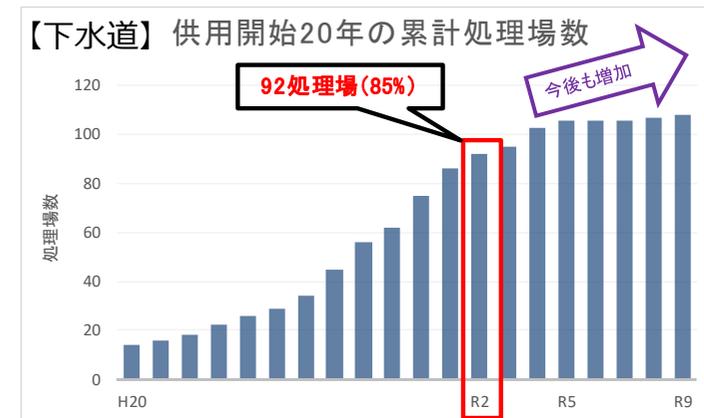
- ・下水処理場は**代替がきかない施設**のため、故障は日常生活や社会活動に**重大な影響**
- ・県内の処理場は108(全国第3位)あり、**約8割が耐用年数超過**

## ○公園施設

- ・**公園施設老朽化対策**を県内23市町村と共に実施

## ○農業水利施設

- ・**基幹的農業水利施設**の機能保全計画を、令和2年度までに全て策定  
⇒ 今後、計画に基づき補修・更新を実施



遊具の老朽化状況



## 課題

- **着実に進行するインフラの老朽化の対策**を行っていくためには、**予防保全に基づくメンテナンスサイクル**を徹底し、**ライフサイクルコストを一層低減**させることが必要
- 予防保全に基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を進めて行くためには**膨大な予算の確保**が必要

『骨太の方針2019』では、社会資本整備について「受益者負担に基づく観点や点検を踏まえた対策を確実に実施し適切な維持管理を行う観点から、**財源対策等について検討**を行う」とされている

## 提案・要望

### インフラの長寿命化対策への支援

地方公共団体が、予防保全の観点から**インフラの長寿命化対策**を着実に進められるよう、**新たな財源を確保**し、適切な**財政支援**を行うこと

# 5 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【財務省】

## 長野県の状況

### ● 「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けた社会資本整備

・国の財政制度等審議会では、「日本の社会インフラは概成しつつある」とし、**公共事業予算を抑制する議論**がなされているところであるが、広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**

**道路改良率67%、河川整備率39%、土石流危険渓流整備率22%など**

- ・一方、財政審の令和時代の財政の在り方に関する建議では、**予防保全**の考え方を基本としたメンテナンスにより、社会資本の将来的な**維持管理・更新費を縮減**できるとしている
- ・**骨太の方針2019**では、社会資本整備について「受益者負担に基づく観点や点検を踏まえた対策を確実に実施し適切な維持管理を行う観点から、**財源対策等について検討**を行う」とされた



令和元年10月 東日本台風  
千曲川堤防決壊（長野市穂保）

### 取組

- リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるため、**国道153号ほかリニア関連道路の整備**を推進中
- 長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」**を積極的に実施
- インフラの点検結果に基づき、**ライフサイクルコストを低減**するため、**予防保全の観点**で維持管理を実施



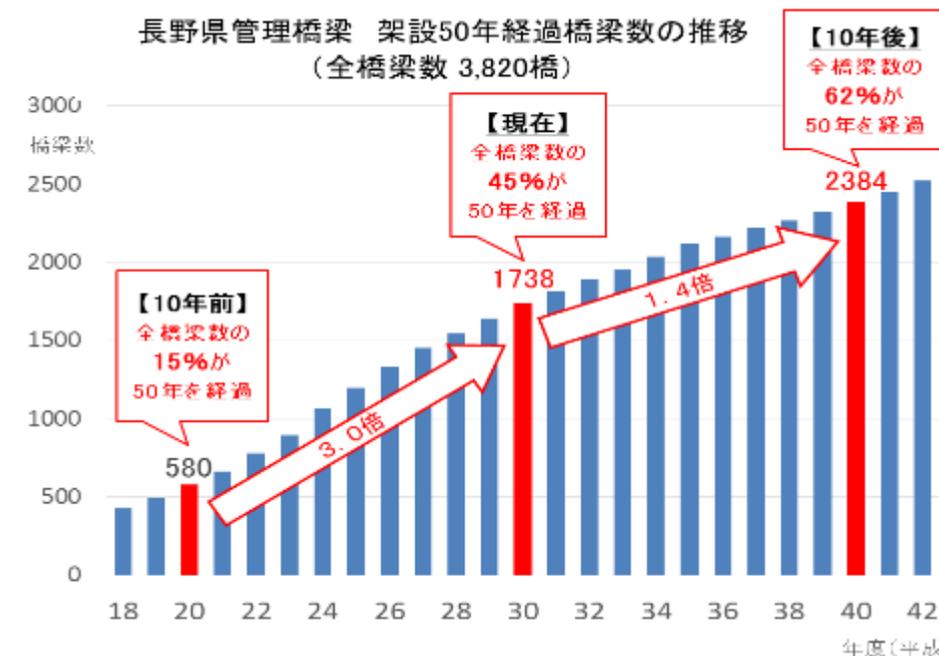
平成29年5月 飯山市

砂防堰堤により土石流を捕捉

本砂防堰堤がなければ、下流の人家25戸、JR等に甚大な被害

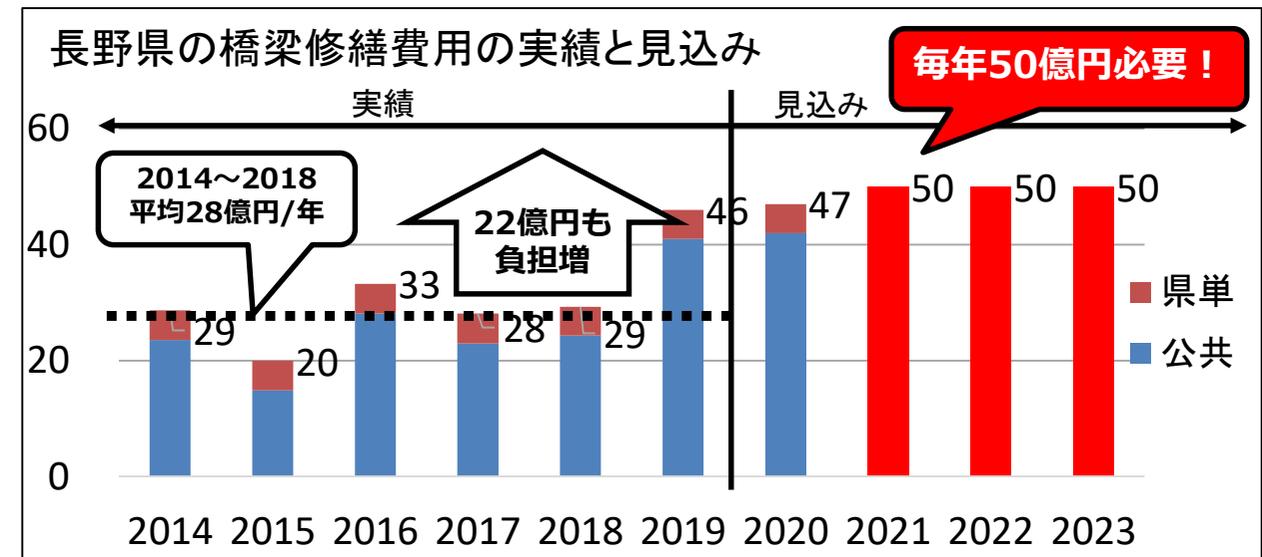


東日本台風による河川護岸の欠損と道路橋の損壊のため鉄道が運休  
災害に強いインフラの整備が求められている



# 課題

- 近年激甚化する災害を踏まえ、国土強靱化計画、長野県強靱化計画の着実な実施には多額の予算が必要
- 急速に老朽化する社会基盤施設を予防保全に基づき適切に維持管理するための財源及び予算の確保が大きな課題
- 降雨を伴わない道路法面崩壊や河岸高5割に満たない出水での河川護岸被災などは、異常天然現象として認められないため、地方単独費での復旧となり、大きな負担となっている
- 新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が深刻化し、有料道路や公園施設等の減収が見込まれる



## 提案・要望

### 1 社会資本整備に必要な予算の確保

国や地方が行う社会資本整備事業が着実に進められるよう、公共事業に関する必要な予算を確保すること。特にリニア中央新幹線関連の基盤整備や高規格幹線道路網の整備については、十分な予算配分を行うこと

新型コロナウイルス感染症の収束後の経済のV字回復や地域の活力を取り戻すため、景気の下支えとなる公共事業について安定的かつ持続的な予算を確保すること

### 2 防災・減災、国土強靱化の強力な推進

激甚化する豪雨災害や、近年頻発する大規模な地震に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、制度の拡充・要件緩和を行い、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災のための予算を継続的に別枠で確保するとともに、国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債と同様の財政措置を講じること

### 3 インフラの長寿命化対策への支援

地方公共団体が、予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、新たな財源を確保し、適切な財政支援を行うこと

### 4 災害査定における採択基準の緩和

気象条件等から国庫負担法の対象外の災害箇所も、被災の規模や状況により国庫負担法の対象にできるよう採択基準を緩和すること

### 5 TEC-FORCE・MAFF-SATや権限代行による地方公共団体への支援強化

今後もTEC-FORCEやMAFF-SATの派遣や国による権限代行などを通じて地方公共団体の災害復旧を全面的に支援できるよう、地方整備局及び地方農政局の定員・体制を継続的に拡充・強化すること

### 6 新型コロナウイルス感染症に伴う減収等への対応

外郭団体や指定管理施設の減収等への対応として財政支援を講じること

# 6 令和元年東日本台風災害に係る国庫補助金の早期割当について

【財務省・農林水産省】

## 長野県の状況

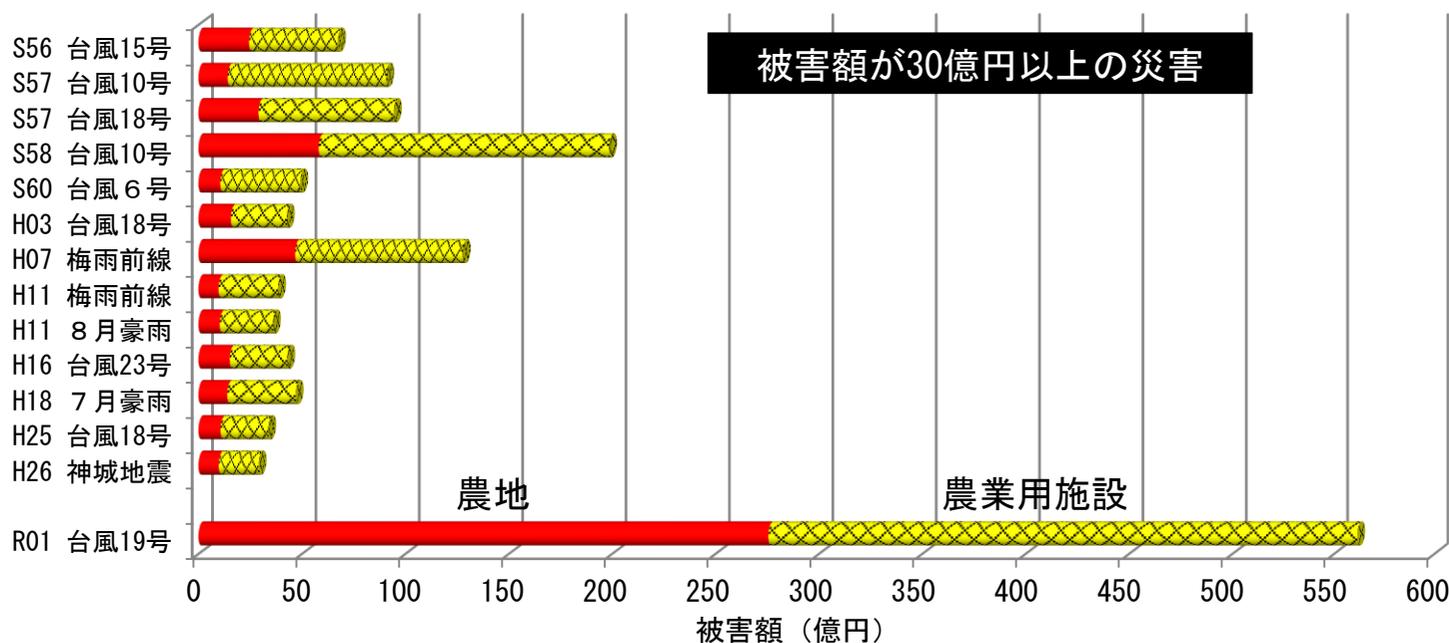
### ● 令和元年東日本台風災害の早期復旧

- ・ 令和元年東日本台風による農地及び農業用施設の被害は、記録が残る中で最大
- ・ 千曲川及び支流河川の氾濫・堤防決壊により、農地への大量の土砂堆積や数多くの頭首工が被災
- ・ 営農再開に向け、農地及び農業用施設の早期復旧が必要

#### 取組

#### ○ 農地・農業用施設に甚大な被害が発生

区分	農地	農業用施設	計
被害額	276億円	286億円	562億円
査定額	170億円	149億円	319億円
国費	160億円	143億円	303億円



#### ○ 被災市町村への支援

- ・ 被害が大きい市、技術職員がいない町村に対し、農林水産省から延べ300人の職員を派遣していただき、農地の土砂撤去の調整など多くの支援を受けた
- ・ 農業ボランティアが、果樹園の樹木周りの土砂やガレキを撤去

#### ○ 営農再開に向けた復旧工事

- ・ 千曲川沿いの畑・果樹園452haの約9割で土砂撤去が完了（5月末時点）
- ・ 被災した頭首工771箇所のうち、758箇所（99%）で取水期までに農業用水を確保  
⇒ 用水が確保できなかった農地は、転作等の営農指導で対応



# 課題

## ■ 災害復旧の進捗に対して、予算が不足

- ・ 冬期間、天候に恵まれたため、千曲川沿いの畑・果樹園に堆積した土砂の撤去が、予定より早く進んでいる
- ・ 6市町が実施している土砂撤去の費用が早期に必要なが、5月末時点の予算割当は、土砂撤去に係る契約総額の43%

対象農地	5月末進捗率	撤去完了予定
452ha	88%	6月末

<参考> 復旧進度 (予算割当計画)

区分	1年目 (R1)	2年目 (R2)	3年目 (R3)
令和元年災害※	50%	90%	100%

※令和元年災害は、発生が遅かったこと、規模が大きいことを考慮し、進捗を設定



果樹園に大量の土砂が堆積



土砂撤去が完了し、桃の花が咲いた果樹園

## 提案・要望

### 令和元年東日本台風災害に係る国庫補助金の早期割当

被災した農地の復旧進捗に合わせた令和2年度予算を早期に割当すること

# 7 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充について

【環境省・国土交通省】

## 長野県の状況

### ● 「気候非常事態」の宣言及び「気候危機突破方針」を策定

- 令和元年11月県議会定例会における議会の「気候非常事態に関する決議」を受け、同年12月6日に阿部知事が「気候非常事態」を宣言し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを決意
- 「気候非常事態宣言-2050ゼロカーボンへの決意-」の理念を具現化するため、令和2年4月、長期スパンで取り組んでいく分野別の施策の方向性と高い目標をとりまとめた、県の気候変動対策の取組方針「気候危機突破方針」を策定

## 取組

### ○長野県気候危機突破方針の概要

- 県民、事業者をはじめとする様々な主体の積極的な行動と協働により、2050年度には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする
- 県民一丸となった徹底的な省エネルギーにより、最終エネルギー消費量を7割削減
- ポテンシャルを最大限に活用し、再生可能エネルギー生産量を3倍以上に拡大
- これまでの施策に加え、県民や事業者など様々な主体と連携・協働し、我が国の気候変動対策をリードする「気候危機突破プロジェクト」を推進



知事が気候非常事態を宣言（令和元年12月6日）

### ○気候危機突破プロジェクトの内容

#### 1 脱炭素まちづくり

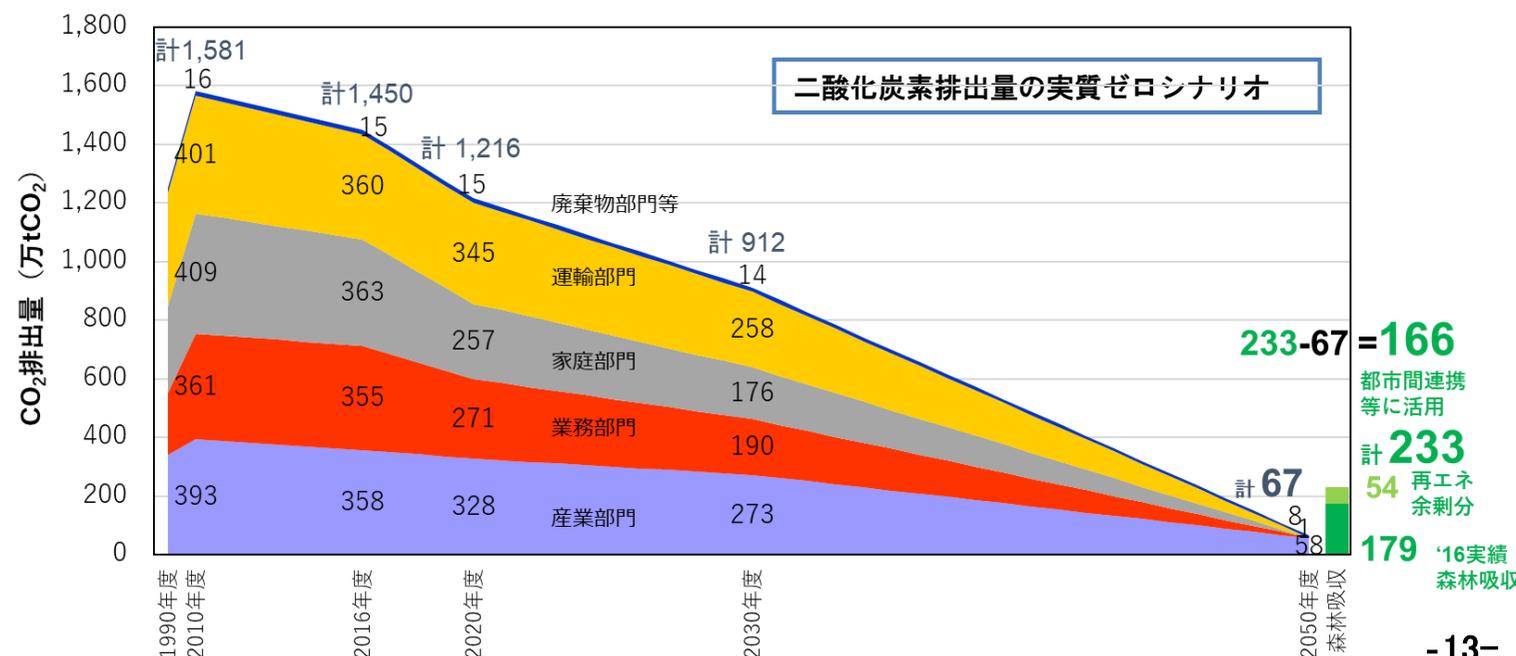
- コンパクト+ネットワークまちづくりプロジェクト
- 地域と調和した再エネ普及拡大プロジェクト
- 健康エコ住宅普及促進プロジェクト
- ゼロカーボンビル化促進プロジェクト

#### 2 環境イノベーション

- SDGs & ESG投資促進プロジェクト
- ゼロカーボン実現新技術等促進プロジェクト

#### 3 地域循環共生圏創出

- 世界標準のRE100リゾートプロジェクト



## 課題

- 昨年10月に日本を襲い本県にも甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめ、近年我が国で頻発する気象災害の要因は地球温暖化にあるとされており、世界的にも**温室効果ガス削減に向けた取組の一層の強化**が求められている
- 89の地方公共団体（2020年4月1日現在）が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明しているが、地球温暖化対策は、**国、地方公共団体、事業者など全ての主体が参加・連携して取り組む**ことが必要
- 本県においては、家庭・業務部門におけるエネルギー消費量の大幅な削減や、全国的にも高いとされる再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用することが必要であり、加えて、ゼロカーボン社会の実現には、**様々な叡智を結集した新技術の実現**などが不可欠
- ゼロカーボン社会の実現のためには、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、**建築物や交通を含むインフラ、産業活動などに及ぶ社会システムを変革**することが必要

## 提案・要望

### 1 ゼロカーボン社会の実現に取り組む地方公共団体を支援する総合交付金の創設（環境省）

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明し、ゼロカーボン社会の実現に取り組む地方公共団体を支援するため、気候変動対策に係る総合的な交付金を創設すること

### 2 地方発信の再生可能エネルギー及び省エネルギー普及に係る新技術等の開発への支援（環境省）

地方が取り組む新技術について、国の研究機関における積極的な開発の支援、市場の創出のための販路開拓等の支援及び公共調達の積極的な活用について検討すること

### 3 省エネ建築物の普及（国土交通省・環境省）

現行の省エネルギー基準への適合義務化を図るとともに、ゼロエネルギー住宅の義務化に向けて、基準の制定、優遇税制等による促進を検討すること

### 4 ゼロカーボン実現のための再生可能エネルギー普及促進施策の拡充（環境省）

地域の再エネ事業者を育成するため、固定価格買取制度による収益を対象とした収益納付補助金の創設など、再エネ発電事業の発電開始時のイニシャルコストに係る負担を軽減する仕組みを構築すること

# 8 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【総務省・内閣府】

## 長野県の状況

### 令和元年東日本台風による被害

#### 人的・住家被害等

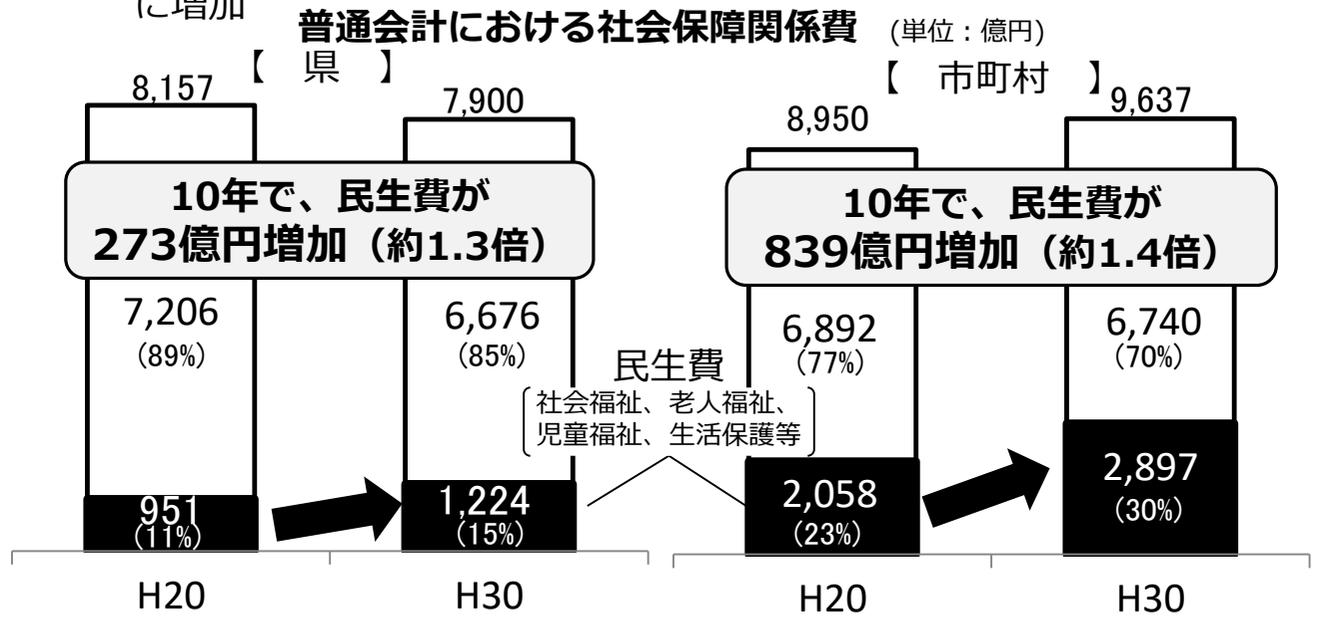
(令和2年4月8日現在)

人的被害(名)	死者 6、重傷者 14、軽傷者 136
住家被害(棟)	全壊 920、半壊 2,505、一部損壊 3,479 床上浸水 5、床下浸水 1,407
公営住宅等への入居数(戸)	公営住宅 237、応急仮設住宅 731
住宅の応急修理の状況(戸)	申込 1,841、うち完了1,112

### 本県及び県内市町村の財政状況

#### 社会保障関係費が累増

10年前と比べて老人福祉や児童福祉などの民生費は約1.3~1.4倍に増加



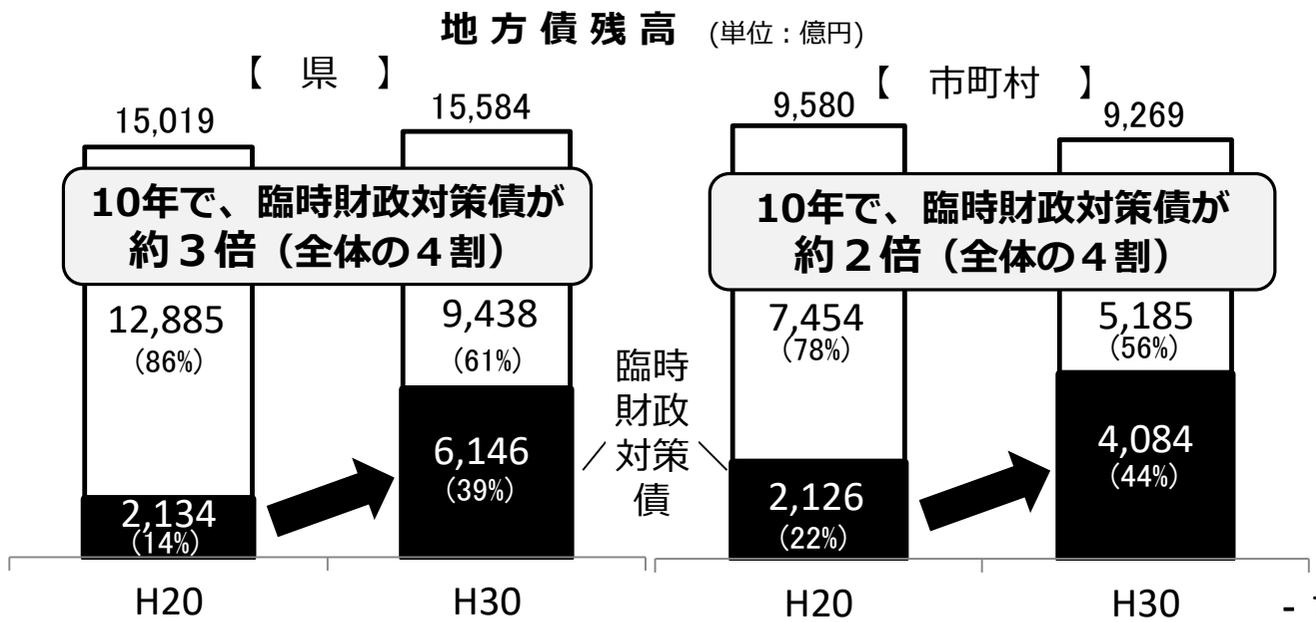
#### 被害総額 2,759億16百万円

(令和2年3月23日現在)

被害の別		発生数	被害額(百万円)
農業関係	農作物・樹体被害	2,062ha	66,928
	農地・農業用施設等	11,596箇所	
林業関係		1,818箇所	4,685
公共土木施設		1,266箇所	66,754
都市施設(下水道・公園)		75箇所	40,433
商工業関係		925件	81,744
学校施設		171校	4,388
社会福祉施設		133施設	5,237
上水道		9事業体	545
公営住宅		1,027戸	1,264
その他(医療・警察・廃棄物処理施設等)		—	3,939

#### 臨時財政対策債が地方債残高の大きな割合を占める

地方交付税の振替えである臨時財政対策債の増発を余儀なくされ、地方債残高に占める臨時財政対策債の割合は10年前の約2~3倍



## 課題

- 極めて甚大な被害が発生している令和元年東日本台風災害の復旧・復興には、多額の経費を要する
- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
  - ・ 地方が、国土強靱化のための防災・減災対策や人づくり、子ども・子育て支援などの地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化策などを実施するためには、**安定した財源の確保が不可欠**
  - ・ 令和2年度地方財政計画において、臨時財政対策債は抑制されたものの、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還を行うための同債の発行が続いており、**地方債残高の縮減が進まない**
  - ・ **新型コロナウイルス感染症**による消費の落ち込みやサプライチェーンの影響による生産・工事の遅れなどにより、経済活動への影響の深刻化を受けて**法人関係税を始めとした地方税収が大きく減少するものと見込まれる**

## 提案・要望

### 1 令和元年東日本台風災害からの復旧・復興のための財政支援（総務省）

県及び市町村が行う被災者の救援、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するため、引き続き被災地方公共団体への特別交付税の重点交付などの財源措置を講じること

### 2 令和3年度予算における地方財源の確保・充実

#### （1）地方交付税総額の確実な確保（総務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額の確保を図ること

#### （2）臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

#### （3）新型コロナウイルス感染症の影響による税収減への対応（総務省）

令和2年度に追加の補正予算を編成する場合には、地方税収など地方の財政状況に十分配慮し、地方負担を生じないようにすること  
また、令和3年度の地方財政対策のとりまとめにあたっては、減収が想定される地方税収などを的確に見込んだ上で、地方の一般財源の総額確保に取り組むこと

#### （4）第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の確実な推進（総務省・内閣府）

地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を継続するとともに、地方創生関係交付金を確実に確保すること

# 9 新たな過疎対策法の制定と過疎対策の充実について

【総務省】

## 長野県の状況

### ● 現行法「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎対策を実施

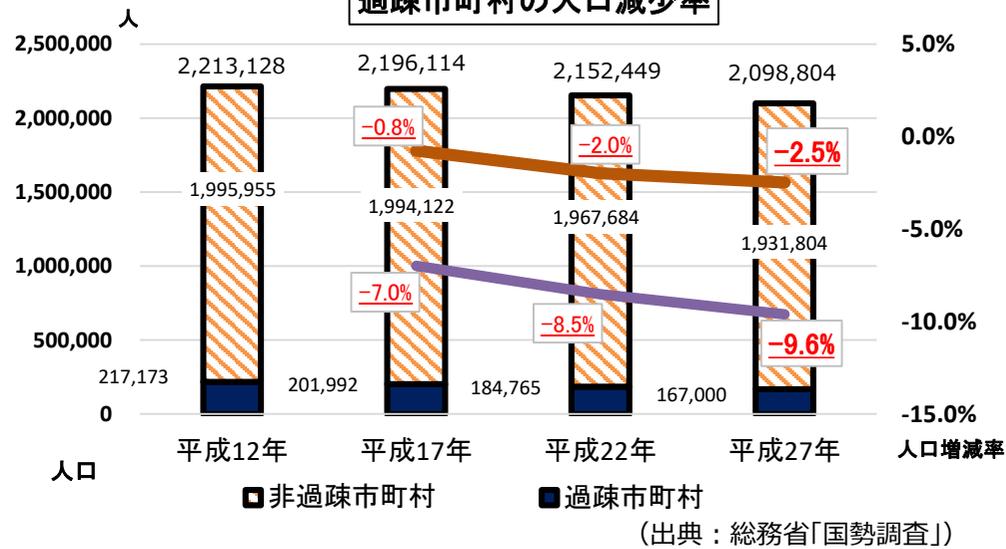
《長野県過疎地域自立促進方針》

過疎地域は『豊かな自然や歴史・文化を有し、資源の供給や自然災害の防止などに貢献する多面的・公益的機能を担う地域』であり、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けた取組を実施

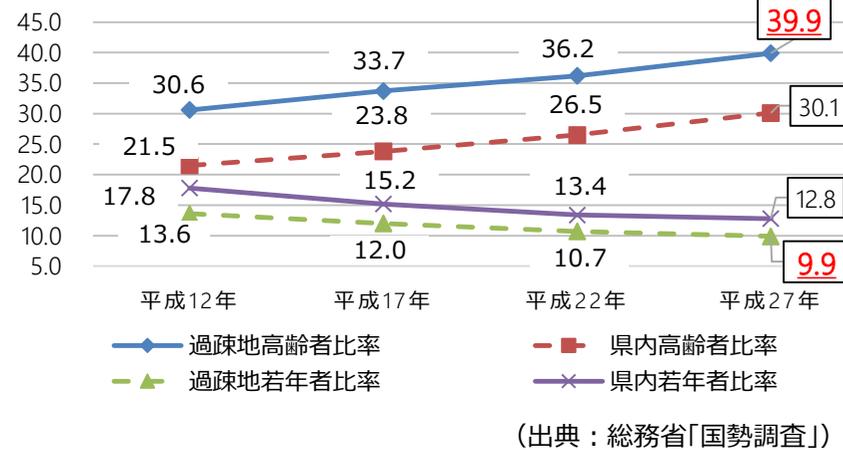
### ● 県内過疎市町村の状況

人口減少の拡大や少子高齢化の進行が続くとともに、社会基盤や財政力の格差が未だ存在

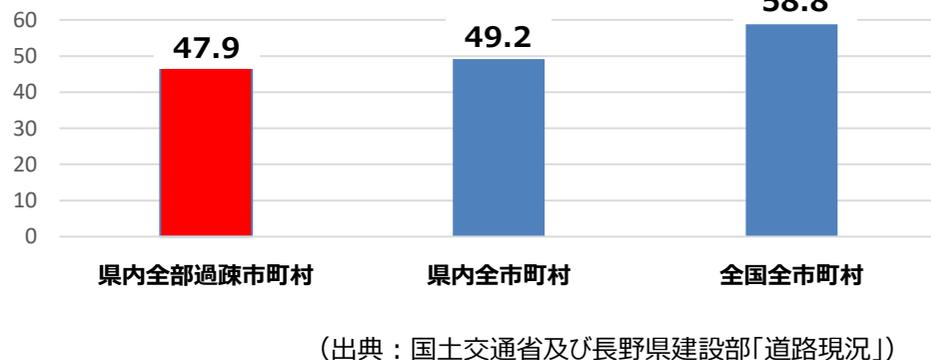
過疎市町村の人口減少率



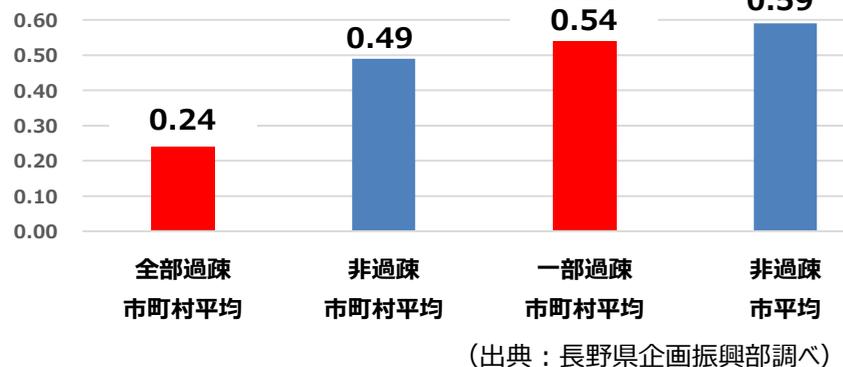
過疎市町村の少子高齢化



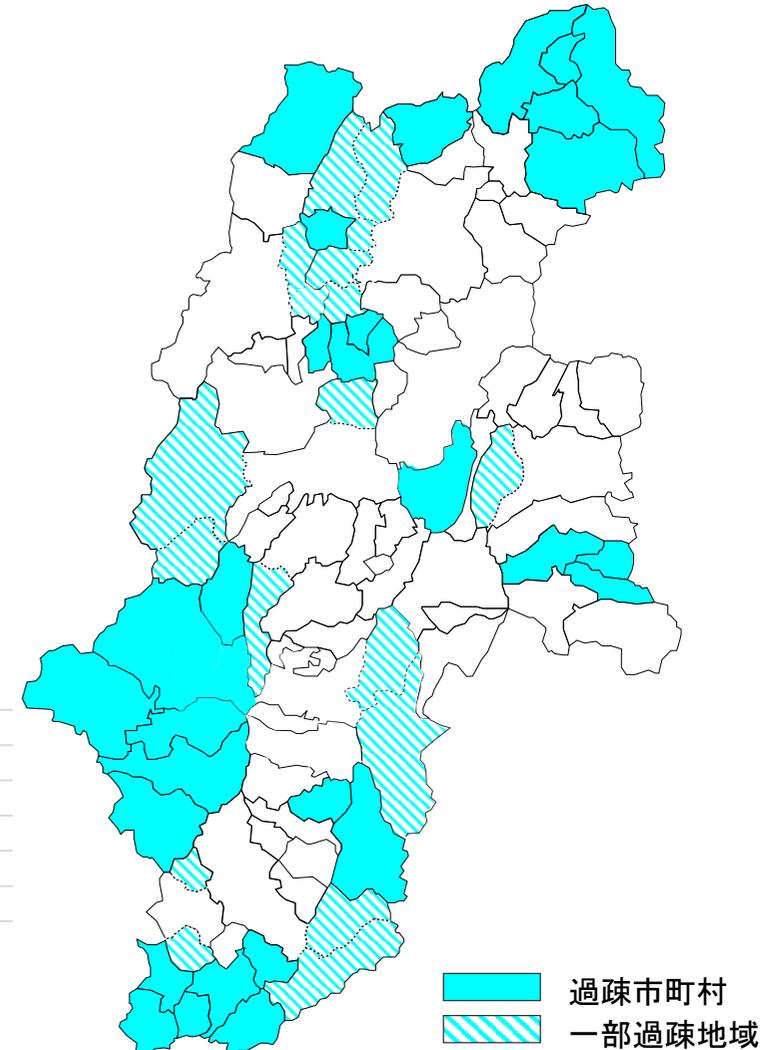
市町村道改良率 (H29)



県内財政力指数(H28~30年度3カ年平均)



37/77市町村が過疎市町村



## 取組

### 【地域住民の生活サービスを確保する取組】

#### ○生活を支える地域交通の確保（県）

- ・市町村域を越える地域交通データの収集分析等(R1～)
- ・持続可能な地域交通/物流の運用モデル構築実証実験(R1～)

など 住民が移動手段を選択できる、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す

#### ○地域医療確保対策（佐久市望月地区）

総合病院の医師の派遣費用等を負担し、無医地区等において出張診療所を開設  
《過疎対策事業債（ソフト）（H22～）》



出張診療所の開所式

2地区で年間約200人が受診、住民の健康維持や安心感の確保に貢献

### 【固有の地域資源や価値を活かした取組】

#### ○信州やまほいくの推進（県）

豊かな自然環境や地域住民とのつながりなどを活かした自然保育を推進（H27～）

信州型自然保育認定団体(過疎地域:27か所)  
R1.9時点



信州やまほいくの様子

#### ○観光宿泊施設の整備（阿智村）

「日本一の星空」を活かした観光・ブランディングの推進に向けて、宿泊客向けのログハウスを整備  
《過疎対策事業債(ハード・地方創生特別分)(H31～)》

観光消費額増加や新たな雇用創出を目指す

## 課題

- 一部過疎を含む過疎地域においては、引き続き、**住民生活サービスの確保や地域活性化を図る取組が必要であるが、過疎市町村の財政力は脆弱**
- 県も過疎市町村を対象とする地域活性化等の取組を行ってきたが、**国の財政支援は限られている**

## 提案・要望

### 1 新たな過疎対策法の制定

- ・現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に代わり、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策を充実すること
- ・新法における過疎地域の要件と単位については、「一部過疎地域」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の果たしている役割や状況を的確に反映したものとすること

### 2 新たな過疎対策法の理念

新法の理念には、過疎地域が抱える課題の克服のみならず、過疎地域が有する都市にはない固有の地域資源や価値を磨き上げ、活かしていくという観点や、SDGsの考え方を盛り込むこと

### 3 過疎対策への財政支援

- ・地域住民の生活に必要なサービスの確保や地域の活性化を図るための財源を安定的に確保し、地域の多様な財政需要に対応できるよう、過疎対策事業債を拡充し、必要額を確保すること
- ・都道府県が担う過疎地域に対する広域的・補完的な役割を明確化し、その過疎対策の取組に対して必要な財政支援を講じること

# 10 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金分)の延長について

【資源エネルギー庁】

## 長野県の状況

### ●水力発電施設等が所在する市町村及び周辺市町村の住民生活の利便性の向上及び地域の活性化に寄与

- ・水力発電施設周辺地域は、過疎化・高齢化が進行する中山間部にあり、社会基盤や財政力が貧弱
- ・市町村の公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に活用

#### 取組

##### 【交付先】

- ・県内46市町村（令和2年4月1日現在）

##### 【交付金事業の内容】

###### <ハード事業への活用>

- ・道路改修事業、道路法面防災事業等（国土交通省事業）
- ・農地整備事業（水路改修）等（農林水産省事業）
- ・消防ポンプ自動車整備事業等

###### <ソフト事業への活用>

- ・保育所、老人福祉施設運営費等

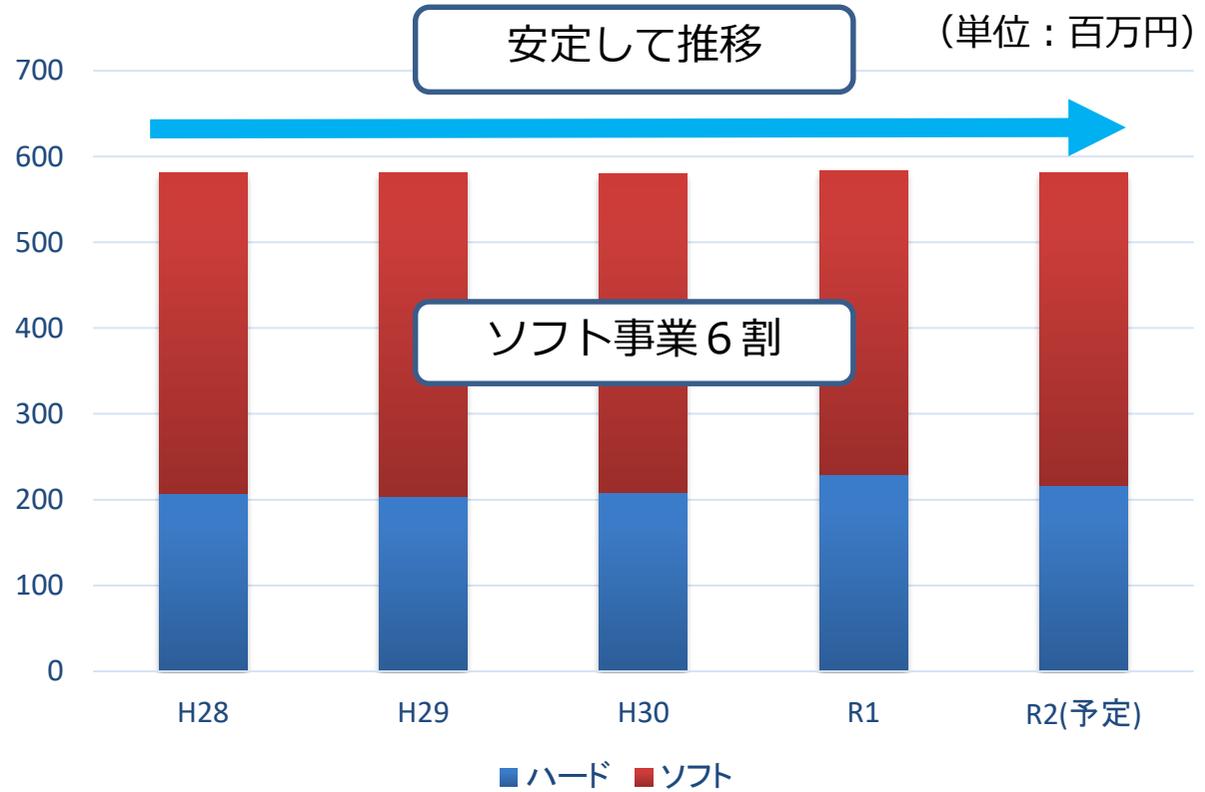


<中山間地域の傷んだ道路>



<小型動力ポンプ>

#### 【交付金事業の実績】



⇒ 交付金は毎年一定の額が交付され、市町村の安定的な財政運営に貢献している。特に、交付金の6割はソフト事業（保育所・老人福祉施設運営費等）に充当されており、市町村の住民福祉の向上に欠かすことができない財源となっている

## 課題

水力発電施設は、大半が中山間地域に位置する市町村の多くの犠牲の下に設置され、現在も周辺の自然環境の保全や住民生活への影響緩和など、地域へ大きな負担をかけながら再生可能エネルギーとして電力の安定供給という重要かつ公益的な役割を果たしている

- 当該交付金は、昭和56年4月から開始され、最大交付期間は40年間とされているため、制度当初から交付金が交付されている発電施設分については、**令和2年度末に交付期間が終了**する
- 令和3年度以降交付されなくなった場合、**水力発電施設が所在する多くの市町村の財政に多大な影響を及ぼし、今後の地域振興や住民の社会生活に支障が生じることが懸念されるため、引き続き関係市町村への対策を講じる必要がある**  
(影響を受ける市町村：41/46 (うち過疎市町村数：22/24) )

交付期間満了による影響額【試算】 (46市町村合計)

△301,189千円 (B - A)

〔うち、過疎市町村 (22団体)  
△205,922千円〕

令和2年度交付予定額：581,368千円 . . . A

令和3年度交付見込額：280,179千円 . . . B



## 提案・要望

### 交付金の交付期間の恒久化及び交付水準の改善

水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興は再生可能エネルギーを安定供給するための基盤であり、**交付期間の恒久化を図るとともに、交付単価及び最低保証額の引き上げ等の交付水準の改善を図ること**

# 11 自治体間連携の推進について

【総務省】

## 長野県の状況

### ● 行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、自治体間連携を推進

- ・ 2040年には、県内58市町村で人口が2015年の8割以下になると見込まれる
- ・ 急速に進む人口減少や少子高齢化の中で、市町村の行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、自治体間の連携が一層重要
- ・ 第32次地方制度調査会において、市町村間の広域連携の有用性、都道府県による市町村への補完・支援の必要性について議論
- ・ 本県においても、市長会、町村会と県が共同で、将来を見据えた行政課題に対応するための自治体の広域連携について検討を開始

### 取組

#### ○ 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域（北アルプス・木曽地域）に対して、県独自に支援（H28～）

- ・ 人的支援：市町村の広域連携を担当する県職員を現地（大田市、県木曽地域振興局）に配置
- ・ 財政支援：市町村が締結した連携協約に基づく取組に対し、県が経費の1/2を交付（R2年度県予算額 36,000千円）

⇒ 両地域において、これまでの取組により、新たな連携の基盤を構築  
今後、持続可能な行政運営の確立と更なる地方創生に向けて、連携の取組を拡充していく

#### 《北アルプス地域》

#### 5市町村で連携協約を締結して「北アルプス連携自立圏」を形成し、連携事業を実施（H28～）

- ・ 成年後見支援センター、消費生活センターの共同運営
- ・ 移住相談窓口の連携、若者交流イベントの開催
- ・ 図書館の相互利用、職員の相互派遣 など（第1期 H28～：4分野13事業 → 第2期 R2～：11分野25事業に拡大）

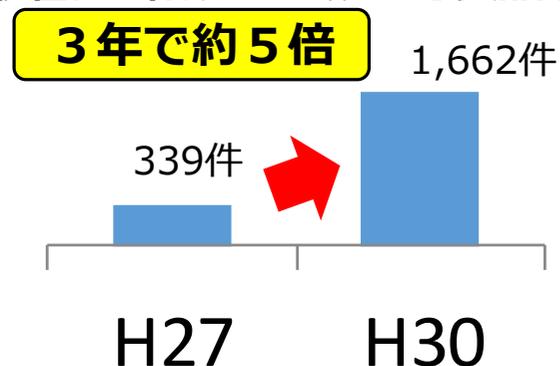


北アルプス連携自立圏連携協約合同調印式  
(H28.3.29)



移住セミナーの様子

#### 移住相談件数・セミナー等参加者数



#### 移住者数



出典：「平成30年度 北アルプス連携自立圏事業報告書」

## 《木曾地域》

### 6 町村で連携協約を締結して「木曾広域自立圏」を形成し、連携事業を実施（H30～）

- ・ 移住相談窓口の設置、  
移住希望者を対象とした魅力体験ツアーの実施
- ・ 公共交通の広域路線の共同運行
- ・ 都市部の大学と連携したインターンシップの受け入れ など  
(H30～:10分野25事業)



木曾広域自立圏連携協約合同調印式  
(H30.3.29)



広域路線バスの共同運行

## 課題

- **定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域**には、財政力や人的体制も脆弱な小規模自治体も多いことから、**持続可能な形で行政サービスを提供するために自治体間の連携が重要**であるが、連携の取組に対する**国の財政支援がない**

特別交付税による財政措置

- ・ 連携中枢都市圏 連携中枢都市（20万人以上）：1.2億円程度、連携市町村：1,500万円
- ・ 定住自立圏 中心市（原則5万人以上）：8,500万円程度、近隣市町村：1,500万円

## 提案・要望

### 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域に対する支援の充実

定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む市町村、又は、当該市町村の取組に対し支援を行う都道府県に対する財政措置を創設すること

# 12 CSF及びASFへの対応について

【農林水産省】

## 長野県の状況

### ● CSF及びASF防疫対策の徹底

・ CSFのまん延防止及びASF発生防止のためには防疫対策の徹底が必要

#### 取組

#### ○養豚農場における定期的なCSFワクチン接種

- ・ 延べ 105,307頭に接種 (R2.4末現在)
- ・ 免疫付与状況確認 (免疫付与率 96.2% R2.3末現在)

#### ○養豚農場等のバイオセキュリティレベルの向上支援

- ・ 養豚農場に対して、防護柵・電気柵、防鳥ネット及び消毒装置の導入を支援
- ・ 養豚サポートチームによる巡回時に、飼養衛生管理基準の遵守について指導
- ・ 全養豚農場及びと畜場に対して消毒用資材を配布

#### ○野生いのししに対するCSFまん延防止対策の実施

- ・ 野生いのしし群においてCSFウイルスの浸潤確認検査を実施
- ・ 経口ワクチンの散布を実施 (県内35,720個散布 R1年度)
- ・ 感染いのししの拡散防止対策を実施 (捕獲圧の強化)

#### ○人・物を介した交差感染対策の実施

- ・ 県庁舎及び登山道等に消毒ポイントを設置
- ・ ホームページ、広報等により県民への周知・啓発を実施



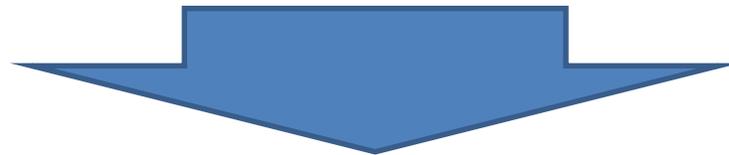
飼養豚に対するCSFワクチン接種



経口ワクチンの散布

## 課題

- 飼養豚へのCSFワクチン接種手数料は、農家が負担しているため、経営経費が増加している
- CSFワクチン接種にあたっては、家畜防疫員が業務にあたることとされているため、県家畜保健衛生所の業務及び経費の負担が増加している
- ASFが近隣諸国で発生しており、国内へのウイルス侵入防止を目的とした水際対策の強化が必要であるが、家畜防疫官及び検疫犬が配備されていない空海港がある
- ASFについては有効な治療方法やワクチンが開発されていない



## 提案・要望

### 1 飼養豚に対するCSFワクチン接種手数料の全額国庫負担

CSFワクチン接種は、全国へのCSFまん延防止対策として不可欠であることから、農家が負担しているワクチン接種手数料について全額国庫負担とすること

### 2 CSFワクチン接種業務に携わる獣医師の範囲拡大及び経費支援

CSFワクチン接種の実施は、家畜伝染病予防法6条により家畜防疫員に限定されており、県家畜保健衛生所の業務負担が増加しているため、民間獣医師によるCSFワクチン接種を認めること

また、ワクチン接種に携わる臨時の家畜防疫員に対する賃金が県負担となっているため、雇上げ獣医師と同様、臨時の家畜防疫員の報酬について、国が一定の費用負担を行うこと

### 3 空海港におけるASF侵入防止対策の強化

国内の空海港について、家畜防疫官の増員や検疫犬の配置等により、一層のASF侵入防止対策の強化、徹底を図ること

### 4 ASFワクチンの早期開発

感染力が強いASFが国内で発生した場合、養豚産業への甚大な被害が想定されるため、早期にASFワクチンの開発・実用化を進めること

# 13新たな時代を見据えた森林・林業イノベーションの創出について

【農林水産省・林野庁】

## 長野県の状況

### ●時代の変化を捉えた森林・林業政策の推進

- ・ 県土の8割を占める森林は、人工林の8割が利用期であり、充実した森林資源を活用する林業の成長産業化が必要
- ・ 77市町村のうち49市町村が山村であり、森林の多面的な利用による山村地域の価値の向上が必要
- ・ 台風等による人命に関わる激甚災害が頻発しており、県民の命を守る県土の強靱化が一層必要

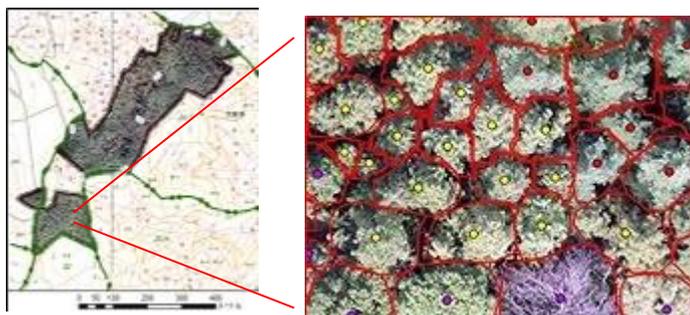
#### 取組

##### ○林業成長産業化の推進

- ・ 主伐後の再造林コストの低減に向け、ドローン等による施工管理の省力化を実証



- ・ レーザー測量で取得した森林情報を活用し、付加価値の高い広葉樹の伐採・搬出を検証



##### ○森林サービス産業の推進

- ・ 森林の多様な機能を活用し、観光や健康、福祉、教育などの多様な分野での活用を推進



森林セラピー（健康づくり）



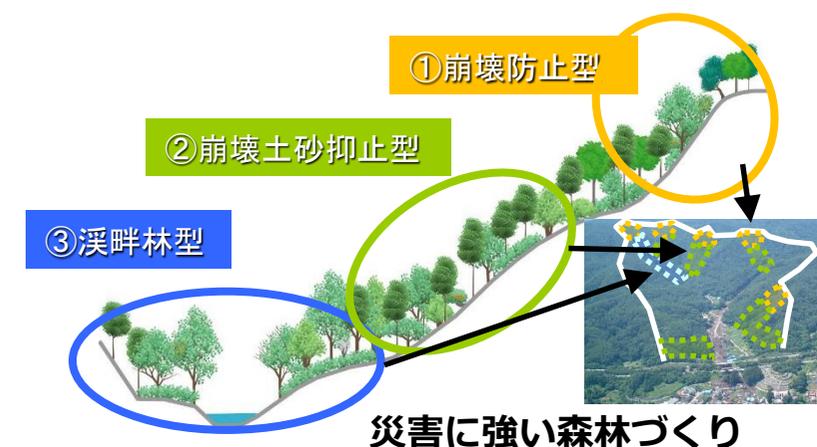
森林の観光利用



信州やまほいく

##### ○防災・減災の森林づくりの推進

- ・ 災害に強い森林づくりに向け、土砂災害防止機能を発揮すべき森林を3つに分類、危険個所を抽出し整備



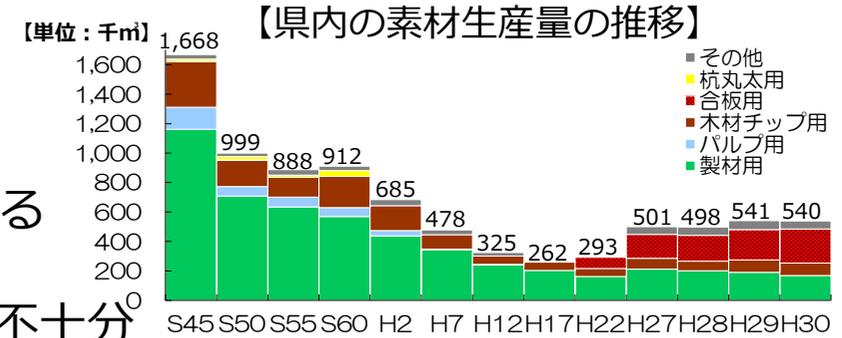
航空レーザー測量を活用したCS立体図

# 課題

## ■ 素材生産量と労働生産性の伸び悩み

- ・SCMを視野に施業現場を継続的に確保し、林業従事者が安心して働ける環境を作る
- 経営センスを持った意欲と能力のある人材が不足**
- ・川上と川中・川下の連携、情報や情報機器、高性能林業機械、路網の基盤整備が不十分

平成30年度末 1,499人  
(前年度末比△95人)



## ■ 山村地域の資源を生かした地域づくり

- ・森林を核とした独自の売りや固有のつながり、継続性の仕組みが必要
- ・高齢化・過疎化が進み人が少ない中、**リーダーの発掘・育成、都市部や地域外の人材をつなぐ仕組みが不足**

【労働生産性の状況(平成31年3月)】

区分	労働生産性(m³/人日)		路網密度(m/ha)
	間伐	皆伐	
長野県	4.16	6.83	20.8
全国	4.17	7.14	25.1

## ■ 激甚災害化を軽減させる予防措置

- ・森林の成長に伴う倒木や流木リスクの軽減に向け、未整備の山地災害危険箇所の整備
- ・道路や河川等、地理的条件の良い公共工事が多数ある中、**治山事業の入札不調が頻発**

【山地災害危険地区の着手率(令和2年2月)】

4,786 / 7,253 箇所 (66%)

# 提案・要望

## 1 林業成長産業化の推進へ向けた支援の拡充

### (1) スマート林業の普及・定着に向けた支援制度の拡充

モデル地域での人材育成等の横展開を図る支援、スマート林業をはじめとする林業イノベーションのための 情報基盤の整備や機器の導入に向けて予算の拡充を図ること

### (2) 収益性の高い林業の実現に向けた予算の拡充

生産性の向上と安全性の改善を図るため、高性能林業機械の導入及び林内路網整備に対する予算の拡充を図ること

### (3) 木材需要の拡大に向けた技術開発や予算の拡充

新たな木材需要の創出へ向けた 製品・技術の開発、公共建築物の木造化・木質化に向けた予算の拡充を図ること

## 2 森林サービス産業の推進へ向けた支援の拡充

森林を多様な分野で活用する「森林サービス産業」の定着に向け、都市部と地方をつなぐプラットフォームの構築を進めるとともに受入れ体制の整備に向けた人材育成や施設整備等の支援策を講じること

## 3 防災・減災の森林づくりの推進へ向けた支援の拡充

命を守る県づくりに向け、山地災害の危険箇所に係る知見・情報の提供、伐採後の植栽に係る支援制度に対する予算の拡充、治山事業への多年度債務(複数年契約)制度の導入を図ること

# 14 地域公共交通の充実について

【国土交通省・環境省】

## 長野県の状況

### ●【鉄道】しなの鉄道の車両更新 鉄道ネットワークの充実

- 平成9年に発足した「しなの鉄道」の施設・車両は、経営分離前にJRが使用していたものを有償譲渡され、1年後には全ての車両が一般的な鉄道車両の寿命である40年を迎えるため、計画的な車両更新が必要
- 鉄道ネットワーク充実のため、沿線自治体等と期成同盟会・活性化協議会を通じ、JRに高速化や快適性向上について要望し、また利用促進のための活動を行っているが、人口減少や施設の老朽化など鉄道事業者を取り巻く経営環境は厳しく、高速化も進んでいない

#### 取組

8年間で、100億円超の更新費用が必要

#### ○しなの鉄道の車両更新計画

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	計
更新車両数		6両	8両	8両	6両	6両	6両	6両	6両	52両
総額		1,358 (1,347)	1,796 (1,795)	1,657	1,166	1,165	1,166	1,180	1,192	10,680
負担内訳	国 1/3	453 ( 662)	599 ( 724)	552	389	388	389	393	397	3,560
	県 1/6	226 ( 222)	299 ( 299)	276	194	194	194	197	199	1,780
	市町 1/6	226 ( 222)	299 ( 299)	276	194	194	194	197	199	1,780
	事業者 1/3	453 ( 241)	599 ( 473)	552	389	388	389	393	397	3,560

※ ( ) は交付決定または内示見込額

#### ○鉄道ネットワーク充実のための取組

県内の主な鉄道関係同盟会・協議会			
路線	名称	構成	主な活動
中央東線	中央東線高速化促進広域期成同盟会	91団体	要望、啓発等
篠ノ井線	篠ノ井線松本地域活性化協議会	32団体	利用促進等
大糸線	大糸線利用促進輸送強化期成同盟会	31団体	要望、利用促進
飯田線	JR飯田線活性化期成同盟会	47団体	要望、利用促進

### ●【バス・タクシー】路線バスの維持・確保や新たな地域公共交通の取組

- 県と市町村では、国と協働で路線バスの運行費支援等を行っている
- 定額タクシーや貨客混載など、地域の足の利便性向上や効率化に取り組んでいる

#### 取組

#### ○路線バスの維持・確保のための取組

	① 地域間幹線系統補助金(広域・幹線バス路線)	② 地域内フィーダー系統補助(地域内バス路線)
補助事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者(乗合バス事業者)等	一般乗合旅客自動車運送事業者(乗合バス事業者)、自家用有償事業者
補助対象路線	都道府県協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されている路線	市町村協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されている路線
主な補助基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の市町村にまたがる路線</li> <li>運行回数1日3回以上</li> <li>乗車密度5人以上</li> <li>経常赤字が見込まれること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域・幹線バスを補完する路線又は交通不便地域の移動確保を目的とする路線</li> <li>新たに運行又は公的支援を受けること</li> <li>経常赤字が見込まれること</li> </ul>
補助対象経費	補助対象路線の経常費用と経常収益の見込額の差額(欠損額)	
補助率等	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内 ※市町村ごとに上限額を設定

#### ○バスやタクシーの新たな取組

- 定額タクシー実証実験**  
距離制・時間制を基本とするタクシー事業へのサブスクリプション導入を目指し、実証実験を県内数か所で実施予定
- 貨客混載**  
バス・タクシーを使って人と荷物を輸送し、効率的な運送を実現する。  
※県内の実施状況  
【バス】青木線(上田市~青木村)千曲バス・ヤマト運輸(H30.10.1開始)  
【タクシー】生活支援タクシー(飯田市上村、南信濃村)(H31.4.1開始)  
AIを活用したデマンド交通と貨物輸送の実証実験(南佐久郡小海町ほか)(R1.10.1実験開始)

# 課題

## 【鉄道関係】

- 地方の鉄道は、沿線人口の減少による輸送人員の減に加え、老朽化が進む施設設備を抱え**厳しい経営環境**
- 安全・安定輸送の維持や高速化等の整備推進には、事業者のみでは難しく、**国家的見地での検討・支援が必要**

## 【バス・タクシー関係】

- 国の「地域公共交通確保維持改善事業」においては、補助金の減額措置や市町村ごとの補助上限額設定など、**地方自治体が必要とする十分な補助が得られていない**（右資料参照）
- **バス運転手不足は全国的な状況であり、貸切バスなど黒字事業を縮減し路線バスの運転手を確保している**（右資料参照）
- 運行欠損の補てん制度はあるが、**タクシー輸送を活用した新たな取組に対する支援が不足**

国庫補助金交付状況	地域間幹線系統補助金(広域・幹線バス路線)			
	申請額 A	交付額 B	差引額 B-A	割合 B/A
年度				
H29	198,296	162,006	△36,290	81.7
H30	196,756	163,094	△33,662	82.8
R1	213,258	173,476	△39,782	81.3

⇒申請に対して交付率が低い

	バス	タクシー	全産業平均
運転者・整備要員数	13万人 (2016年度)	32万人 (2018年度)	-
女性比率	1.8% (2017年度)	3.3% (2018年度)	44.2% (2018年度)
平均年齢	51.2歳 (2018年)	60.1歳 (2018年)	42.9歳 (2018年)
労働時間	210時間 (2018年)	194時間 (2018年)	177時間 (2018年)
年間所得額	459万円 (2018年)	348万円 (2018年)	497万円 (2018年)

⇒他産業と比較し、  
厳しい労働環境

令和元年版交通政策白書より

## 提案・要望

### 1 地域鉄道（しなの鉄道等）の車両更新に対する予算措置（国土交通省・環境省）

地域鉄道（しなの鉄道等）の安全・安定輸送を確保するために必要な**車両更新について、十分な予算総額を確保するとともに、補助率どおり全額交付すること**また、**省エネ化に資する新造車両の導入促進に向けた補助金の予算総額を十分に確保すること**

### 2 鉄道ネットワーク充実のための支援（国土交通省）

中央東線や篠ノ井線など全国的な基幹路線については、国が幹線鉄道ネットワーク構築の観点から、**国家的見地に立ってその整備・充実を図ること**特に、本県と首都圏を結ぶ中央東線については、令和元年東日本台風の被災により、2週間以上首都圏等との交通が遮断されたことから、再度の災害防止・防災対策の強化や、高速化・輸送力強化に向けて三鷹～立川間の複々線化など、国において**具体的な対策を検討すること**

### 3 「地域公共交通確保維持改善事業」における予算措置（国土交通省）

「地域公共交通確保維持改善事業」において、地域における移動に不可欠な広域・幹線バス路線や地域内バス路線に対し、**必要な補助金を全額交付すること**

### 4 バス・タクシー運転手の確保策の充実（国土交通省）

地域公共交通の安定的な維持のため、**バス・タクシー運転手の労働環境改善、賃金などの待遇改善に関する施策の充実を図ること**

### 5 タクシー輸送の活用に対する支援（国土交通省）

地域公共交通の効率性・生産性の向上を目的とした、定期券タクシーなどの地方の新たな取組が進むよう、**運賃制度の改革や補助制度などにより積極的に支援すること**

# 15 本州中央部広域交流圏の形成について

【国土交通省】

## 長野県の状況

### ● 本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交流ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している。

### 取組

#### ○ 中部横断・中部縦貫・三遠南信自動車道の整備促進

- ⇒沿線各県・市町村と共に期成同盟会で要請活動
- ⇒三遠南信道路建設促進期成同盟会（会長）

#### ○ リニアの整備効果を広く波及させるための構想を策定し、実現に向けた取組を推進

- ・「伊那谷自治体会議」設置（H25.8）
- ・「長野県リニア活用基本構想」策定（H26.3）  
リニアの整備効果を広く県全体に波及させることを目的に策定
- ・「リニアバレー構想」策定（H28.2）  
伊那谷の地域づくりの指針とすることを目的に策定

#### ○ リニアに直結する国道153号の整備を推進

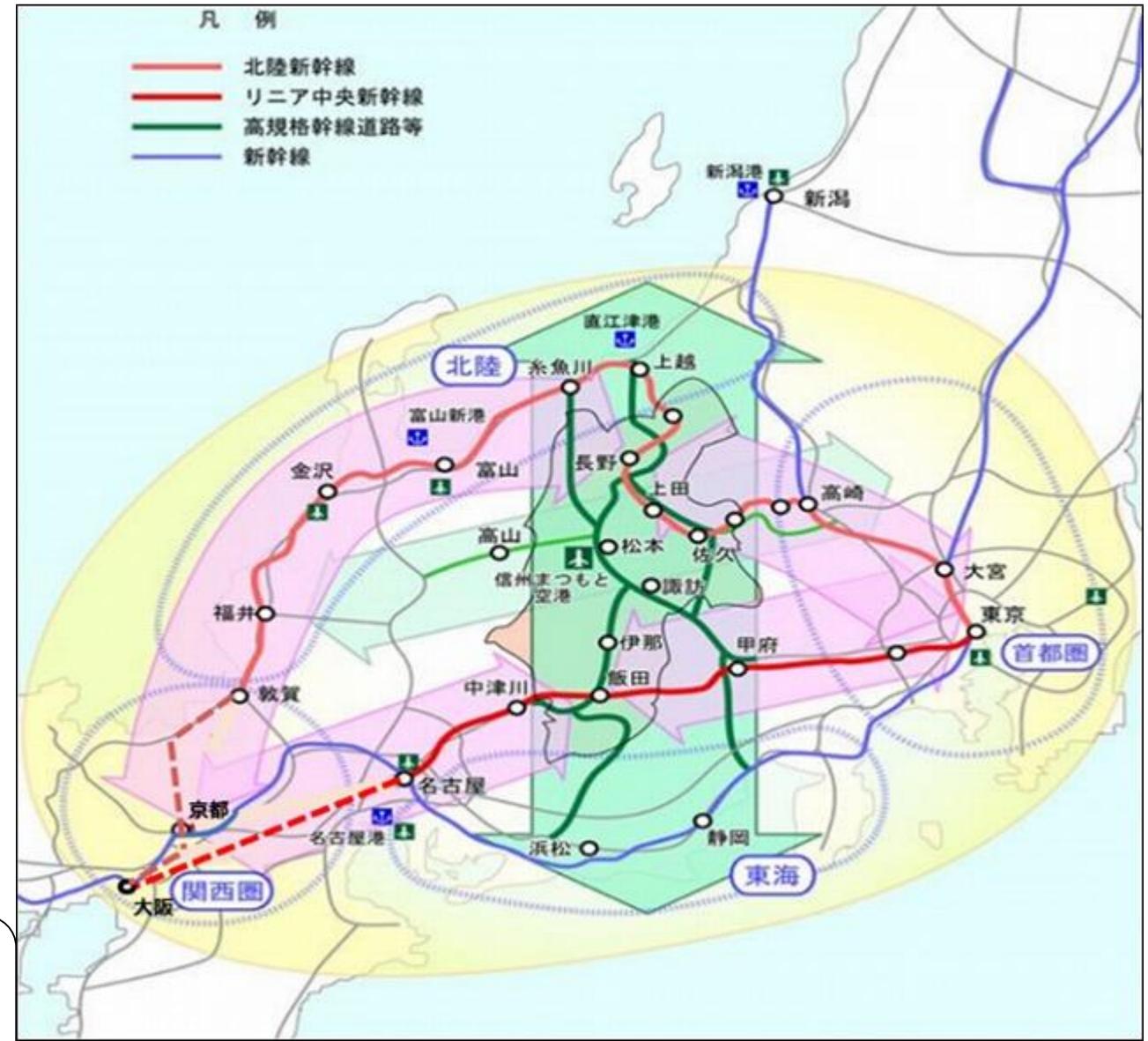
- ・飯田南道路 調査中（直轄）
- ・飯田北改良 事業中（県施行）
- ・伊南バイパス H30.11.17開通（権限代行）
- ・伊駒アルプスロード R2事業化（権限代行）
- ・伊那バイパス 事業中（県施行）

#### ○ 直轄道路事業の整備促進と、国道、県道、市町村道の整備推進

⇒県総合5か年計画に整備予定箇所を掲載し広く周知

➤ 県管理道路改良率66.5%（38位）  
（全国平均73.6%）

➤ 市町村道改良率11.3%（42位）  
（全国平均18.5%）



本州中央部広域交流圏

○ JR東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整や独自の環境影響調査等を実施

(独自の取組例)

- ・ JR東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整業務
- ・ 工事に伴う環境変化への対応業務 (大気環境測定、地下水位調査等)

課題

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要
- 本州中央部広域交流圏の実現のため、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や、地域高規格道路の早期整備が必要
- 高速交通網の整備効果を広く波及させる、国道、県道、市町村道の整備が不可欠
- リニア整備を国土の発展に活かすため、「スーパー・メガリージョン構想」の実現に向けた積極的な取組が不可欠
- リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大

提案・要望

1 主要な幹線となる道路の重要物流道路指定と重点支援

地域高規格道路 松本系魚川連絡道路・上信自動車道・伊那木曾連絡道路など、事業中・計画中の主要な幹線となる道路を重要物流道路に指定し、重点支援を行うこと。特に上信自動車道は権限代行により整備すること

また、地域高規格道路の見直しにあたっては、松本佐久連絡道路(仮称)、上田諏訪連絡道路(仮称)を追加すること

2 中部横断・中部縦貫・三遠南信自動車道のミッシングリンク解消

本州中央部広域交流圏を形成する、中部横断道・中部縦貫道・三遠南信道の早期整備を図ること

3 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけ

リニア中央新幹線に関連する道路などの基盤整備について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

4 国道・県道・市町村道の整備推進

国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業を着実に進めるとともに、県が実施する松本系魚川連絡道路や国道143号青木峠バイパス、木曾川右岸道路などの整備推進のために必要な予算を確保すること。また、国道153号を指定区間に編入すること

5 「スーパー・メガリージョン構想」の実現に向けた国土政策の展開

リニア中央新幹線関連事業及び中間駅を核とした地域づくりなどの取組を積極的に支援すること

6 市町村が行う住民との調整や独自の施策に対する財政措置

リニアの早期整備に向けて、建設工事に伴い市町村が行う住民との調整や独自の施策に対する財政措置を講じること

長野県内の主な道路整備箇所



# 16 世界を魅了する観光地域づくりの推進について

【観光庁・総務省】

## 長野県の状況

### ●世界を魅了する観光地域づくりの推進 ～ Withコロナ時代を見据え ～

- ・長野県では2018年3月に「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略 2018」を策定し、そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる世界水準の山岳高原リゾートを目指して、「観光の担い手としての経営体づくり」「観光地域としての基盤づくり」「世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略」の3つの戦略に基づき施策を展開
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で危機的状況に陥っている観光関連産業を支援するため、観光需要の早期回復に取り組みつつ、観光ニーズの変化等に対応するため、「Withコロナ時代を見据えた観光振興方針（仮称）」を策定し、地域と一体で取り組む。

#### 取組

#### ○ 観光需要の早期回復に向けた取組

- ・県民向け宿泊割引や観光体験施設等で利用可能なクーポン券の発行など旅行で観光関連産業を支える「信州地域支えあいキャンペーン」を展開し、感染収束を見極めつつ、**段階的（域内→県内→国内）に誘客施策を展開**

#### ○ 社会変革（潮目の変化）を見据えた観光産業振興の推進

- ・「新たな生活様式」の定着等による観光ニーズの多様化に対応するため、地域で**感染防止対策を徹底し**、「学び×観光」や「仕事×観光」など「新たな観光スタイルの創造」に向けて、「Withコロナ時代を見据えた長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、将来のインバウンド需要も見据えつつ、「画一的な誘客からの脱却」を図り、「量から質への転換等による内需喚起型の観光」を推進

#### ○ 誘客の多角化などによる持続可能な観光地域づくりの推進

- ・「通年型山岳高原リゾートの形成」を目指し、誘客の多角化などによる地域経営の安定化を図るため、**観光地域づくり法人（DMO）が地域一体となって、通年で楽しめる観光拠点施設の整備や観光コンテンツの造成などを推進**

HAKUBAVALLEY



【参考】  
\* 県が重点的に支援する広域型DMOの第一弾として、(一社)HAKUBAVALLEY TOURISMを指定し、ソフト・ハード両面からの支援を実施(R2年度から3か年) \*複数の市町村を対象とした広域的な地域のストーリーに沿って観光地域づくりを実行する地域連携DMO

## 課題

- 社会変革（潮目の変化）や「新たな生活様式」の定着に伴う**観光ニーズの多様化に対応するための支援制度が不十分**
- さらに、**地域の実情に応じたきめ細やかな対策が必要なことから、中長期的な観点でのパッケージ支援や自由度が高く創意工夫が活かせる財政支援制度が必要**
- 加えて、インバウンド誘客の先行きが不透明なため、**将来に向けた方向性を示した上で、段階的な支援が必要**
- 持続可能な観光地域づくりを進めるためには、中核となる観光地域づくり法人（DMO）において、**専門人材の確保や脆弱な経営基盤が課題となっているため、更なる機能強化が急務**
- 加えて、誘客の多角化などによる地域経営の安定化を進めるためにも、**「通年型山岳高原リゾートの形成」に向けた更なる支援が必要**

## 提案・要望

### 1 社会変革（潮目の変化）を見据えた観光産業振興の推進（観光庁）

「画一的な誘客からの脱却」を図り、「量から質への転換等による内需喚起型の観光」を進めるために、地方自治体が地域の実情に応じた観光振興策を講じる次の取組への財政支援制度を創設すること

- （1）感染症対策を徹底した「受入環境整備」や「移動手段の確保」、加えて、安全安心を周知するための「情報発信」に関する取組
- （2）「学び×観光」や「仕事×観光」など新たな観光スタイルに応える「ビジネスモデルの創出」に関する取組
- （3）誘客の多角化など地域経営の安定化につながる「コンテンツの造成」に関する取組
- （4）地域人材等の活用や観光コンテンツの地消地産による「地域内経済循環の形成・確立」や将来を見据えた「インバウンド誘客」に関する取組
- （5）高付加価値の創出などによる「観光関連産業の体質強化」に関する取組

### 2 誘客の多角化などによる持続可能な観光地域づくりの推進（観光庁・総務省）

観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立に当たり、継続的に専門人材を確保・育成するための財政支援制度を充実するとともに、安定的な運営に向けた財政支援制度を創設すること

また、「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の拡充により、必要な予算を十分確保するとともに、地域の実態にあわせて、リゾート開発に関する規制等の緩和を検討すること

さらに、自治体所有のスキー場の環境整備を進めるため、観光その他事業債に対する交付税措置など地方財政措置の充実を図ること  
加えて、スノーリゾート振興のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置を令和3年4月1日以降も継続すること

# 17 医師の確保について

## 長野県の状況

### ● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医療を確保

- 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要  
 本県の医師偏在指標…**202.5 (全国37位・医師少数県)**  
 「少数区域」の医療圏…**5 医療圏(※)** / 全10医療圏  
 ※医療圏(335医療圏中) …上小(308),木曽(307),上伊那(286),飯伊(249),北信(245)
  - 産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要  
 本県の産科医師偏在指標…**10.7 (全国37位・相対的医師少数県)**  
 「相対的少数区域」の医療圏…**5 医療圏(※)** / 全10医療圏  
 ※医療圏(284医療圏中) …上伊那(247),上小(237),飯伊(222),北信(206),長野(196)
- 県内の全診療科女性医師比率：16.3%(H22) → **18.5%** (H30)  
 全国の産科・産婦人科女性医師比率：29歳以下では**65.0%** (H30)

医師数は増加している中で、30, 40歳代が減少傾向

年齢区分	2006年	2012年(2006年比)	2018年(2012年比)
20歳代	338	359 (+21)	427 (+68)
30, 40歳代	2,051	1,960 (▲91)	1,811 (▲149)
50, 60歳代	1,241	1,687 (+446)	2,036 (+349)
70歳代超	529	502 (▲27)	535 (+33)
合計	4,159	4,508 (+349)	4,809 (+301)

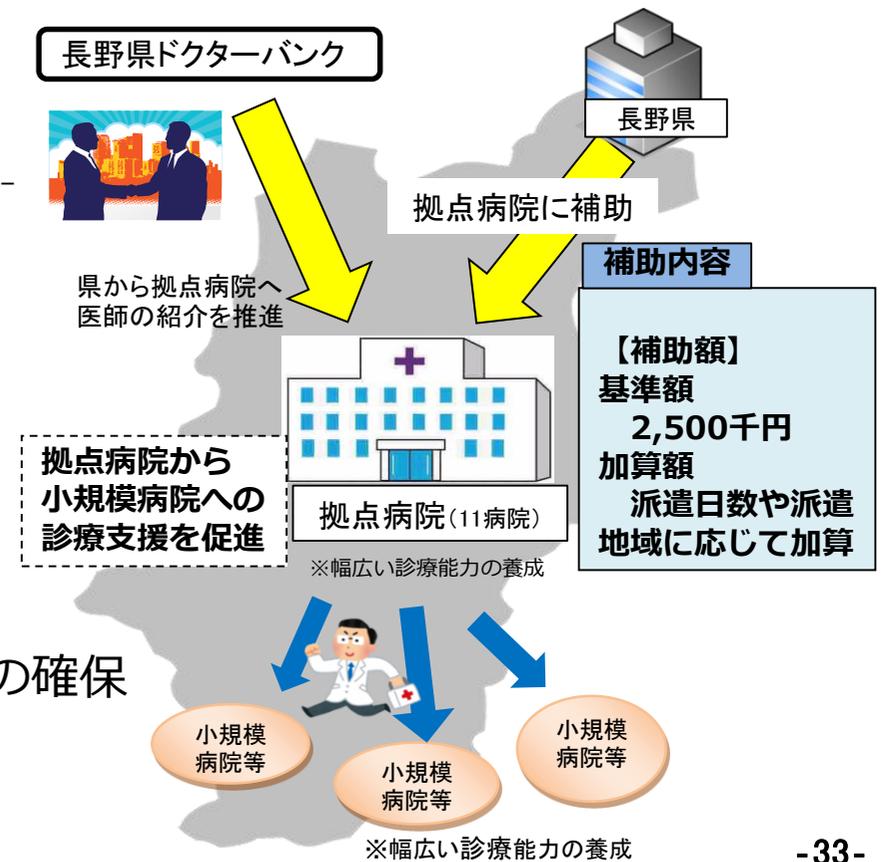
### 取組

- **地域医療人材拠点病院支援事業の実施** (H30年度開始)  
 県内11病院を拠点病院に指定し、拠点病院が行う小規模病院(病床数概ね200床未満又は常勤医師概ね30人以下)等への医師派遣、研修医の確保・養成等に要する経費を補助  
 ⇒ 県内**10の拠点病院**が、延べ**42ヶ所**の小規模な病院・診療所に**医師派遣**を実施 (R元年度実績：延べ**2,982人/年**)
- **産科医・医療機関に対する支援の実施**
  - ・ **ドクターバンク事業**による**就業 (19人)**、医師研究資金貸与事業による産科医の確保
  - ・ 臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
  - ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
  - ・ 産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進



長野県PRキャラクター「アルカ」  
©長野県アルカ

### 地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援



## 課題

- 地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度の下で**県単独の取組だけの地域医療確保には限界がある**
- 平成20年以降の医学部定員の臨時増もあり医師の数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており、その是正が必要**
- 令和6年の時間外労働規制の適用に向け「医師の働き方改革」が推進されているが、**地域医療へ大きな影響が想定され、特に、地方の医療機関への配慮が必要**
- **専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながる  
また、特定の地域で従事する義務を有する**地域枠医師**や**子育て中の女性医師**には、**柔軟に研修を受け専門医資格を取得できるような配慮が必要**
- **産科医の不足**により、地域の分娩体制が持続困難になっているところもある

・ 県内分娩取扱医療機関は**25%減少**  
<55施設 (H17) ⇒ 39施設 (R2.3)>  
・ 飯伊・木曾・大北の3医療圏での**分娩取扱いは1病院のみ**

## 提案・要望

### 1 医師偏在対策の着実な実施のための財政的支援及び臨時定員枠の継続

都道府県の**医師確保計画**に基づく、**医師の確保・偏在対策**については、幅広く、**地域医療介護総合確保基金**の対象とするとともに、大学が地域と連携して医師不足の地域・診療科に医師を育成・派遣する役割を果たせるよう**現在の臨時定員枠の措置を継続**すること

### 2 地域の実情に則した医師の働き方改革の推進

医師の働き方改革の推進のための制度設計に当たっては、地理的条件や診療科偏在等の**地域の実情が反映され、地域医療が確保される**とともに、**医療機関や都道府県の取組を、人的支援に加えて財政面からも支援**すること

### 3 専門研修における、専攻医の都市部への集中防止策の徹底、カリキュラム制による研修体制の構築

専攻医の都市部への集中を防止するための**シーリング**が適正に実施されているか**評価・検証**を行うとともに、今後、医師偏在の解消に向けて重要な役割を担う**地域枠医師**のほか、**子育て中の女性医師**などが**専門医資格を取得できるよう、カリキュラム制による研修体制の構築**に努めること

### 4 地域における産科医の確保対策の実施

若い世代が安心して妊娠・出産に臨める環境の整備が急務であることから、産科医離れの一因である医療紛争などの訴訟リスクを軽減し、産科医が萎縮することなく診療できる環境の整備に向けた**産科医療補償制度の拡充**に取り組むこと

# 18 地域医療構想の推進について

【厚生労働省】

## 長野県の状況

### ● 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進

- ・ 「長野県地域医療構想」策定以降、地域医療構想調整会議での協議により病院の統合や病床機能の転換が進展
- ・ 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証については、地域医療構想の今後の進め方も含めて整理の上、関係機関に通知
- ・ 地域医療構想の推進のため、今年度は、データ提供、協議の場の設置、新たな財政支援などを実施

#### 取組

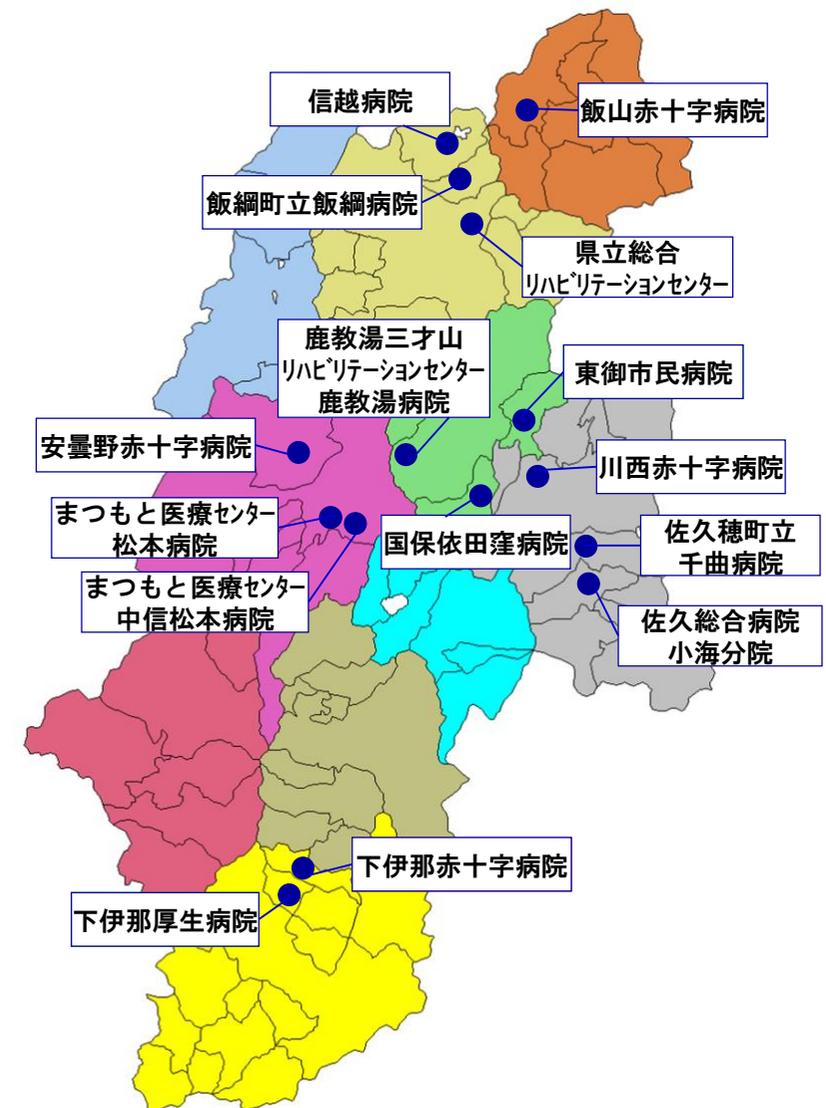
#### ○ 病床機能の転換、介護医療院への移行、病院の統合

- ・ 急性期病床の回復期病床への転換
- ・ 介護医療院への移行（4施設）
- ・ 病院の統合（2病院⇒1病院を2ケース）

#### ○ 長野県としての地域医療構想の更なる推進

- ・ 県として、地域の議論に関与し、課題を共有しながら、次のような取組を行い、地域医療構想を更に推進
- ・ 県独自に収集している各地域の医療需要等のデータを見える化
- ・ 非公開で関係者が情報共有・意見交換できる場の開催
- ・ 地域医療構想アドバイザーの地域医療構想調整会議への派遣
- ・ 地域医療介護総合確保基金の支援メニューの充実

長野県内の再検証対象医療機関  
(R元.9.26現在)



## 課題

- **再検証対象医療機関**には、新型コロナウイルス感染症に対応する**第二種感染症指定医療機関**が含まれているほか、今後感染の拡大により**患者の受け入れを要請していく医療機関がほとんど**である  
医療機関の役割分担や連携を進めていく中では、こうした**不測の事態に対応する方策も含めて検討していく必要がある**
- 各医療機関や地域医療構想調整会議が具体的対応方針の再検証を進める際には、それぞれの**地域の実情に応じて十分な検討時間が必要**である
- 各医療機関が経営面で苦慮している中、地域の中で担うべきとされた役割を果たしていくためにも、**財政的支援が不可欠**である  
各地域における**議論の進捗状況により地域医療介護総合確保基金の配分額が左右される**ということはある



## 提案・要望

### 1 不測の事態への対応を考慮した地域医療構想の推進

新型コロナウイルス感染症や災害など**不測の事態への対応を考慮した地域医療構想の進め方**を検討すること

### 2 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証については、医療機関や地域の実情を踏まえて検討するべきであり、**再検証の期限については、地域の実情等が異なることを考慮すること**

### 3 地域医療介護総合確保基金の配分

地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域における**議論の進捗状況により評価しないこと**

# 19 保育士の確保について

## 長野県の状況

### ● 女性の社会進出や堅調な雇用情勢等に伴う保育ニーズへの対応

- ・長野県では平成15年以來となる待機児童が発生（すべて3歳未満児）
- ・育児休業（民間企業の場合、多くは1年間）明けで仕事に復帰するため、3歳未満児の保育ニーズが急増
- ・特に年度途中からの保育需要に対して、必要な保育士の確保が困難

#### 取組

#### ○市町村と協働し、様々な保育士確保策を実施

- ・保育士人材バンクの設置  
（R元年度実績：登録保育士数 300人、保育事業者とのマッチング数 82人）
- ・保育士養成校における学生向け就職向けガイダンスの開催  
（R元年度実績：県内外5校実施）

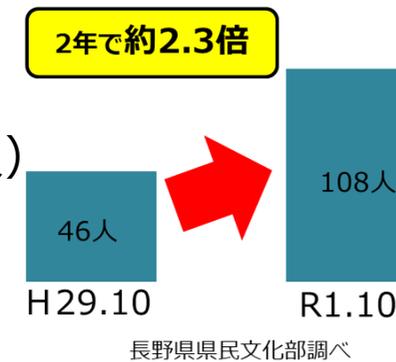
- ・待機児童発生地域へ保育士人材バンクのコーディネーターを1名増員  
⇒ 待機児童発生市の保育事業者へのマッチング強化

- ・国の保育士修学資金貸付事業を実施  
⇒ **修学資金を貸し付けた者の8割以上が県内保育所等へ就職**  
（H31年3月養成校卒業生102人のうち82人）

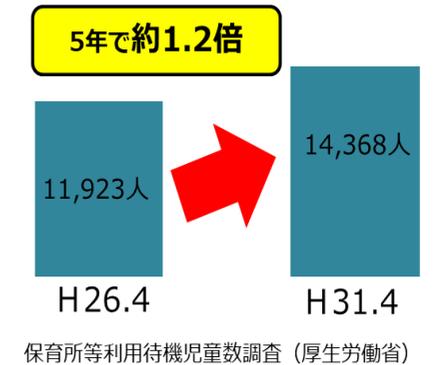
#### ○勤務環境の改善

- ・保育補助者雇上費貸付事業  
⇒ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士補助者の雇上に必要な費用を貸付

長野県の待機児童の状況



長野県の3歳未満児の申込児童数の状況



保育士人材バンク

保育士の仕事を志す皆さんへ！

令和2年度 長野県保育士修学資金貸付等事業のご案内

保育士資格取得のための学費を、無利子で貸付します！  
長野県内で5年間児童の保護等に就いた方は返還免除となります！

学年	貸付額及び貸付期間		
	1年生	2年生以上（※）	
通学区分	自宅生	自宅外生	自宅・自宅外生
学費相当（月額）	20,000円	30,000円	50,000円
入学準備金（入学年度に限る）	100,000円	100,000円	—
就職準備金（卒業年度に限る）	100,000円	100,000円	200,000円
生活費加算（生活保護受給世帯等のみ）	生活扶助基準の世帯（第1種）に属する額以内で、居住地及び年齢により異なります （※）長野市在住18歳の場合 年額459,480円以内		
貸付期間	2年以内	2年以内	1～2年以内

※令和2年度に新2年生以上になる方。（前年度に本貸付事業に申込みを行い貸付を受けられた方も再度申請できます。）

保育士修学資金貸付事業

## 課題

- 女性の就業支援や人手不足への対応として待機児童対策は重要かつ急務
- 40代、50代の潜在的保育士の約7割は非常勤パートタイムを希望しており、マッチングによっては保育士への登用が可能
- 一方で、県内の保育士養成校では定員を下回り、卒業者も保育所等への就職が6割程度

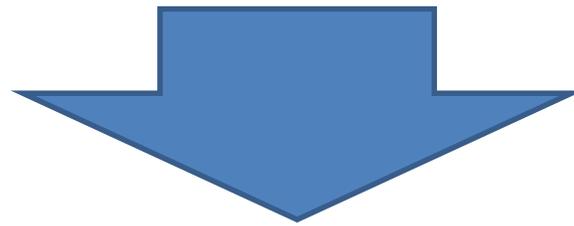
保育士給与が低額であることが一因

保育士平均給与**23万円**（全職種平均給与**33万円**） 月額**10万円の差!**

- 保育士修学資金貸付事業は、保育士の県内就職率の向上に有効。今後も安定的に事業を継続し、必要な対象者に貸し付けを行い、保育士確保を行う必要がある

貸付を受けた養成校卒業者の  
県内保育所等への就職率**80%以上**

- 今後の少子化を考慮すると、**一時的な保育ニーズ**に対応するために  
保育室に全国画一的な面積基準を課すことは、**将来的な過剰投資**につながる恐れがある



## 提案・要望

### 1 保育士の処遇改善のための財政措置

保育士の給与等の更なる処遇改善を図り、そのために必要な財源措置を行うこと。また、保育士確保に有効な取組である、保育士修学資金貸付事業を継続し、必要な財源を確保すること

### 2 保育に係る「従うべき基準」の見直し

市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、保育室の居室面積に係る「従うべき基準」については、「参酌すべき基準」に見直しを行うこと